

國第百四十五回
參議院總務委員會

平成十一年三月二十三日(火曜日)

總務委員會會議錄第五号

その中でもって、一つは恩給のベースアップの根拠につきましてお伺いをさせていただきたいと思います。

かつての戦争に際しまして、国の命令によって戦地に赴き戦没された方々、これらについては公務死であり、その遺族に対する補償というものは他の公的年金とは性格を異にするということは申すまでもないと思います。あくまでも国家理念に基づきまして改定すべきであり、政府もこのことは十分御理解をいただいている、このように思つておるわけでございます。

そこで、国家補償ということとござりますけれども、これを端的にあらわすのが国家公務員のベースアップを適用しての改定であるというふうに考えておるわけでございます。また、受給者である戦没者遺族等もこのことを強く願つておるわけでございます。これらは、まさに金額の多寡ではございませんで、公務死と国も認めているんだから国家公務員の給与改善率に準拠してほしい、こういうことでございます。

しかしながら、昭和六十一年の公的年金の見直しに関連いたしまして、恩給につきましても昭和六十二年から総合勘定方式によつて改定が行われているわけでございます。戦没者遺族等の今日までの歩みに配意いたしまして、また高齢化著しい実情等を考慮され、人事院勧告の給与上昇率を適用されて改定をしていただきたい、このように考えるわけでございますけれども、その辺についてお伺いをさせていただきたいと存じます。

○政府委員(桑原博君)　お答え申し上げます。

平成十一年度の恩給のペア率につきましては、公務員給与の改定、消費者物価の動向等、諸般の事情を総合勘定して定められたものでございま

における社会経済事情等を勘案しながら、最も適切な改善手法を採用してきたところでござります。現在の諸事情のもとでは、いわゆる総合勘案方式によりまして改定することが恩給の実質的な価値を維持するといった観点では最も適当な方法ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

○森田次夫君 今までずっと六十二年からこの方式で来ているわけでございまして、恩給法の二条ノ二にもそういうことがあるわけですからども、そうしたことで定着をしてきておるのでやむを得ないかというふうにも思うわけでございますけれども、そういった要望が強いということを申し上げておきたいと思います。

次に、遺族加算につきましてお伺いさせていただきたく思います。

戦没者の妻等に対しましては、公務扶助料の基本額とともに遺族加算というのが支給されておるわけでございます。同じように、普通扶助料の受給者の寡婦につきましても寡婦加算が支給されておるわけでございますけれども、戦没者の妻の場合これは言うまでもなく戦争未亡人ということでござります。寡婦加算の場合には、恩給の受給者が戦後ずっと夫婦生活等を営んでこられてそして高齢でお亡くなりになる、こうしたことでござりますけれども、そうした場合にその妻に対しまして寡婦加算が支給されておるわけでございまして、これが言うまでもなく寡婦の妻等に対しましては、公務扶助料の基本額に組み入れるという措置をとった経緯がござります。

しかしながら、こうした過去の経緯があるものの、公務扶助料受給者の方々が遺族加算と寡婦加算の額を単純に比較することによりまして差があるといつた心情的な格差感を強く持たれているとのことは、全く理解ができないというわけでもございませんので、そういった御主張があることなどはどのくらいであつたのか。既に相当の方がおじきになつておるんじゃないかと思ひますので、そういうことでござつた。これらは受給者のピーク時ほども、これらにつきましては、いずれも国家補償であるとともに、老後の生活の糧であり、また心の支えでもあるわけでございます。

そこで現在、恩給対象者につきましては、予算等を見つめますと約百五十七万人おられるそうでございますけれども、これらの受給者のピーク時はどのくらいであつたのか。既に相当の方がおじきになつておるんぢやないかと思ひますので、そういうたびに何時ほどくらいであつたのか。また、年間の失権者、これはどのくらいおられるのか。本人が失権されて、そしてそれが妻に転給されることがあるわけでございますので、そういうたびに転給等も含めまして、お伺いさせていたいと思います。

また、平均年齢につきましても、旧軍人恩給の受給者と戦争未亡人と申しますか、そういった公務扶助料等の受給者では若干公務扶助料受給者の方が高齢ではないかと思ひますけれども、その辺の年齢的な問題、そういうことにつきましてはひとつお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(森原博君) 恩給受給者の数でございまして、二十年近くたつておるわけでございますけれども、ピーク時は昭和四十四年度でございまして、二百八十二万五千人という数字がございます。なお、恩給の金額からいいますと、ピーク時はその後しばらくたつてからでございまして、昭和五十八年に一兆七千三百五十八億という数字がピークになつております。そこを項目によると、一万六千円の開きがございます。六十二年から見てみると九千円は正されかけておるわけでございます。受給者の高齢化、こういうことに配慮さ

れでぜひともこれからも同額に御努力いただきましすよう愿望しておきたいと思います。また、恩給制度でございます。そのときから昭和五十四年までは両者同額でございました。昭和五十五年度の予算編成過程におきまして遺族加算を寡婦加算より低く設定いたしまして、その差額を公務扶助料の基本額に組み入れるという措置をとった経緯がございます。そのときから両者の間に差が生じ、若干の改定を経ながら現在に至つておるところでございます。

しかしながら、こうした過去の経緯があるもの、公務扶助料受給者の方々が遺族加算と寡婦加算の額を単純に比較することによりまして差があるといつた心情的な格差感を強く持たれているとのことは、全く理解ができないというわけでもございませんので、そういった御主張があることなどはどのくらいであつたのか。既に相当の方がおじきになつておるんぢやないかと思ひますので、そういうたびに何時ほどくらいであつたのか。また、年間の失権者、これはどのくらいおられるのか。本人が失権されて、そしてそれが妻に転給されることがあるわけでございますので、そういうたびに転給等も含めまして、お伺いさせていたいと思います。

また、平均年齢につきましても、旧軍人恩給の受給者と戦争未亡人と申しますか、そういった公務扶助料等の受給者では若干公務扶助料受給者の方が高齢ではないかと思ひますけれども、その辺の年齢的な問題、そういうことにつきましてはひとつお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(森原博君) 恩給受給者の数でございまして、二十年近くたつておるわけでございますけれども、ピーク時は昭和四十四年度でございまして、二百八十二万五千人という数字がございます。なお、恩給の金額からいいますと、ピーク時はその後しばらくたつてからでございまして、昭和五十八年に一兆七千三百五十八億という数字がピークになつております。そこを項目によると、一万六千円の開きがございます。六十二年から見てみると九千円は正されかけておるわけでございます。受給者の高齢化、こういうことに配慮さ

れてぜひともこれからも同額に御努力いただきましすよう愿望しておきたいと思います。また、恩給制度でございます。そのときから昭和五十四年までは両者同額でございました。昭和五十五年度の予算編成過程におきまして遺族加算を寡婦加算より低く設定いたしまして、その差額を公務扶助料の基本額に組み入れるという措置をとった経緯がございます。そのときから両者の間に差が生じ、若干の改定を経ながら現在に至つておるところでございます。

しかしながら、こうした過去の経緯があるものの、公務扶助料受給者の方々が遺族加算と寡婦加算の額を単純に比較することによりまして差があるといつた心情的な格差感を強く持たれているとのことは、全く理解ができないというわけでもございませんので、そういった御主張があることなどはどのくらいであつたのか。既に相当の方がおじきになつておるんぢやないかと思ひますので、そういうたびに何時ほどくらいであつたのか。また、年間の失権者、これはどのくらいおられるのか。本人が失権されて、そしてそれが妻に転給されることがあるわけでございますので、そういうたびに転給等も含めまして、お伺いさせていたいと思います。

これからの恩給受給者の高齢化、そういうことにかんがみまして、恩給局といたしまして受給者にどのように対応され、また接遇についてもどうりどんなことに配慮され、心がけておられるか、その辺につきましてお伺いさせていただきたいと思います。

○政府委員(森原博君) 高齢化が進みます恩給受給者への対応については、受給者の立場に立つた懇切丁寧な対応に努めたいというふうに考えております。

具体的には、恩給請求者の負担軽減、押印の見直し等の観点から、昨年、すべての請求書類等を見直しまして、書体を大きくし、できるだけ平易な表現に改めるとともに、書式の簡素化を図つたところでございます。

また、年々増加してまいりますさまざまなお恩給相談に対しても、専門的に対応する恩給相談官といったものを設置いたしまして、相談体制の元化、充実強化を図り、恩給受給者の相談に万全を期しております。ちなみに、現在、恩給の相談というのは年間二十八万件ほどございます。

さらに、恩給受給者の状況を把握するといいますか、恩給受給者の大変細かな御希望等もお伺い

したいというふうに考えておりまして、いろいろな場面で恩給局の職員が地方に出張した折には受給者の生活状況であるとか健康状態というものをお聞きをするといったことも踏まえまして、意見、要望等を直接お聞きするような場面をつくるよう努力をしておりまして、より円滑な行政サービスが図られるよう努めているところでござります。

やございます。

んけれども、

それと、恩給の受給者の将来の見通しでござい

今回の改善、今提案されておりますものでございますけれども、傷病者遺族特別年金及び実在職年六年末満の扶助料につきまして、傷遺特につきましては千五百円、それから普通扶助料につきましては千円上積みが行われる、こういうようなことになつておるわけでございます。いずれにしても、これらは低額の恩給の受給者でございますので

いと思います。
次に、短期在職旧軍人、今度は御本人の方でございますけれども、仮定俸給の引き上げにつきましては、さだめでございますが、実在職年六年未満の短期の在職旧軍人の仮定俸給の格差の是正でござります。これにつきましては、四号俸の格差がございまして、これにつきましては、四号俸の格差がございまして、これにつきましては、四号俸の格差がございまして、

ますけれども、先ほどから御答弁ござりますとお
り、八十歳から八十一歳になるわけでございま
す。現在、平均寿命が延びておるとはいえ今後受
給者というものは加速的に減少していくんじゃない
かな、そのように思うわけでござります。
そうしたことにつきまして、恩給局としてはど
のように見込んでおられるのか、その辺について
お伺いいたします。

○森田次夫君 いろいろと御配慮をいただいてお
るわけでござりますけれども、ただいま恩給相談
室というのを設けられたということをございます
けれども、私、ちょっとこのことは存じ上げな
かったのでございます。これはいつ設置をされた
のかということ、相談につきましても二十八万件
と非常に多い相談があるようございますけれど
ども、そういった相談の主な内容はどのような
のがあるか、お教えいただきたいと存じます。
○政府委員(桑原博君) 恩給相談官の設置は、平
成十年四月に実は恩給局の内部の課の再編成をし
たわけでございます。そのときに、恩給業務を一
元的に処理する担当として恩給相談官といったも
のを設け、そのもとで一元的な相談ができるよ
うな体制を整えたものでございます。

す。 その辺の引き上げにつきまして、今後どのようにお考えになつておられるか、お伺いをさせていただきます。

○政府委員(桑原博君) 傷病者遺族特別年金の基本年額及び実在職年六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額の年額につきましては、制度創設、傷病者遺族特別年金については昭和五十一年でございます。普通扶助料の最低保障額、実在職年六年未満の者に係る普通扶助料でございますが、昭和四十九年でございます。それ以来、大変低額な恩給ということで、その改善について恩給制度内のバランスも考慮しながら努めてきたとこ

わけでございます。平成九年、そして十年、そこへきてことしとすることでもって、三年間で三号俸等差が是正をされてきた。そして、残るのはあと一号俸まで来ているわけでございます。これらにつきまして、ぜひとも来年度で一号俸上げていただきたい、そして格差を解消していただきたい、このように考えるわけでございますけれども、その辺についてお伺いをいたしました。

○政府委員(桑原博君) 委員御指摘の点につきましては、平成九年度からの措置として、長期在職者の旧軍人に係る仮定俸給と比べて格差のある短期在職の旧軍人及び各種扶助料受給者に係る仮定俸給について、受給者の高齢化等の状況にかんがみまして、老齢者、寡婦等優遇の趣旨からも号俸

○政府委員(桑原博君) 恩給受給者の今後の見通しにつきましては、受給者の失権による減少等をどのように見込むかなどについて推計をしなければならないわけでございますけれども、なかなか個別の例を取り上げて見込むというのは大変困難な作業でございます。

仮に、平成十一年度予算において見込んだ人員等を基礎として厚生省が作成しております簡易生命表等によって機械的に推計いたしますと、現在の受給者が五年後には大体一割ちょっとぐらい減るんではなかろうか、十年後において百万人を切る程度に下がるんではなかろうかというふうに考えております。

ただ、私ども過去いろいろ推計をした結果でございまして、今まで減って、

相談の内容でございますが、やはり一番大きいのは受給、支給関係でございまして、金額、それ

平成十一年度恩給改善におきましては、低額恩

の格付是正による処遇改善を行おうとしたものでござります。

さいりますが、いざも必ずしもそれほどには高いでないといった事情もございまして、この辺の数字の使い方については十分慎重で考えてまいりたい

○森田次夫君 大変結構なことだらうと思いま
す。受給者とのコミュニケーションといいます
か、そういうことも図られるということでもある
ことを含めて、その手続等についての相談が大変
多いというふうに理解しております。

次に、傷病者遺族特別年金とそれから六年未
満の普通扶助料、これについてお尋ねをしたいわけ
で大変結構なことだと思いますので、よろしくお願
いを申し上げます。

終改善の趣旨から、その最も重要な部分は、たゞその両者の年金につきまして、一般的なベースアップに加えまして特別の上積みを行うこととしたしました。傷病者遺族特別年金については年額一千五百円、実在職年六年未満の普通扶助料については千円と、ということで、特別の上積みをさせていただくといったこととしたところでございます。

今後は、さらにこれらを特別に増額するということについては、単純に増額するということについては、恩給制度内のバランスや今までの経緯といつたところからかなり困難な事情もござりますけれども、全体的なバランス等を踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○森田次夫君　いろいろと難しいかもわかりませ

○森田次夫君　今まで三号俸までは是正をしてきて、いただいてござりますので、ぜひとも来年度におましても一号俸上げていただき、こういうことでもって格差を解消していただきたい、このように要望させておいていただきたいと思います。

ただ、私どもの建前からすれば、今後これをどうするかということにつきましては、恩給制度内のバランスとか経緯等を踏まえながらこれから慎重に検討させていただきたいというふうに考えております。

ただ、一号俸すつ是正をして現在三号俸の是正を行なったところであり、関係者において当然もう一号俸としましては期待感があることも十分承知しております。

○森田次夫君 確かに、男性よりも女性の方が平均寿命も長いわけでございまして、御主人が亡くなられ、そしてまたそれが妻に転給される、こういうようなことがあるわけでございます。そうしたことでもって意外と、意外と言つては失礼ですけれども、やはりそれほど受給者というものは減少していない、こういうことではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、ただいま局長から十年後に大体百万人弱ぐらいではないだろうか、こういうようなお話をございました。行政改革で恩給局は人事局だつたですか、と一緒になるやに聞いておるわけですが

めぐる諸情勢は一体どうなつておるのかなどといふことを私もその後いろいろと考えておるわけですが、さうします。

インドの軍人さんがインドが独立した後もイギリスの恩給をいただいておる。これはやはりイギリスが宗主国として隠然たる力を持つておるということの一つのあらわれでもある。チュニジア、モロッコの、外人部隊でなくて、非常に失礼な言葉で言えば土民軍、しかし一緒に働いた当時の現

したがって、これは日韓の間の条約の中でも一の結論も出していることありますし、韓国や北朝鮮あるいは台湾といったところとの関係も十分考慮されなければならないことだらうと思っておりなす。それは、ヨーロッパの宗主国と植民地であった国々との関係とは違っているということはおしゃるとおりだと思います。

したがつて、恩給法の国籍条項について、このことでもって手をつけるということは、従来の

かなきやならぬだらうなと思っております。さるに申しますれば、短期在職者と長期在職者との違いというのは他にもござりますので、これはまた後に折を見てお話ししなきやならぬことがあるかと思つております。

さて、当面の問題といったしましては、短期在職者の四号俸格差是正のうち残りの一号俸について、これは次回の恩給改善でやつていくのだといふことを今国会の場で公言するわけにいかない

善につきまして、今申されましたように從来の恩給が國家補償的性格を有するものであることを十分に考慮しまして、恩給改善の過去の経緯、それから恩給制度内のバランス、受給者の高齢化等を考慮いたしましてその改善を図ろうとしたものであります。今回の恩給改善は、御指摘のようになりますて要望どおりの結果とはならなかつたかもしけれども、御要望の趣旨に沿つて少しでも御要望に近づけるべく努力をした結果であります。

税務署の仕事を律しておりますが、基本的な考え方と違うものでございますので、もし何かの違った考え方でこの問題について措置がとられるとしてすらば、それは恩給法という世界ではなくて別の観点からの政策にならうかと思うでございます。たがって、発想としては、我々から出てくるところよりもむしろ広く議会とか政治の世界の中から

それからいま一つ、森田先生の質問にもあります。した普通扶助料の実在職年六年未満の最低保障年金とそれから傷遺特、つまり傷病者遺族特別年金とこれは本来同一の額であるはずでございまして、どちらよくわかりませんけれども、そういうふた件がどちらをどうぞ持っていたいだきたいなというお願ひがございます。

今後とも、関係団体の御要望等を十分踏まえ、かつ御理解を得ながら恩給改善に努めてまいります。

出てくることではないかと考えております。
○海老原義彦君 別な観点からと、いうお話を伺いました。確かに恩給法で取り上げるよりも、それが早道かなとも思います。しかし、やはり根柢が崩れておるものもいかがかな、いろいろ複雑に考えておるわけでございますが、いずれにいたしましても、別な方策をとるということもいろいろ

今回若干格差が生じておりますけれども、これはずれ取れんする。また、両方ともこういう一番低い恩給というのは上げていかなきやならぬ。

これはただ、今上りたことは私は非常に大きくな御決断だったと思うのです。最低保障という制度ができるから何回か改善はございました。殊に、短期在職者に適用するという大きな改善が

そこで、まずその前提となります恩給受給者の生活状況はどう変わってきてるのか、厳しくなっているのかよくなっているのか、そんなことについてまずお聞きをしたいと思います。総務局は恩給局では昭和五十一年度以降恩給の種類別に受給者の生活状況について調査をしておられますが、その調査をもとに一休恩給受給者の生活状況

障害のある問題でもございましょうし、こういった問題を早急に解決していくというのはなかなか難しいのだろうなという理解に立ちまして、質問を次の問題にいたしたいと思います。

今回の恩給改善につきましては、先ほど森田先生からある御質問ありましたとおり非常にすぐさまお答えいたします。

ざいましたし、またその短期在職者の中でも一部の人に対しても少し引き上げる、五割を六割にするというような改善もございましたけれども、基本的にはここ十数年来改善なく過ごしております。ものを、最低保障をたとえ千円でも上積みするということはこれは非常に大きなことでございました。二つ、二つに分けますと、二つとも問題

○政府委員（森原博君）先生御指摘の生活状況調査は、どう変化してきているのか。特に、各種類別について五年ごとに一回という調査になつておるわけですが、五年前に比べてそれそれどうなつたるかといふ点についてまず御説明をお願いいたします。

たものを夢でも含んでおるわけでござります
ベースアップもこういう時期に大変なことでござ
いました。それから、短期在職者の号俸格差は工
につきましても四号俸のうち既に三号俸まで行
たということ、これは非常に大きな成果であつた
と思います。また、妻婦加算と遺族加算の格差は
つきましてもかなり詰まってきた。

すこしこた方向が開けたらしいことは思ふが、
給者、殊に御婦人方、扶助料受給者は非常に喜んで
おるところでござります。

ただ、そういうことで傷痍特と普通扶助料の
六年未満最低保障額との均衡ということを今後
図って、均衡的な発展を遂げていくということが
必要かなと思いますので、その辺について最後の

審な意味で細かいところまで、例えば世帯の収入が幾らであるというのを厳密に確定するところまでというはなかなか調査がしづらいものでござりますが、多少大づかみな調査でござりますのいまして、そういう意味では多少アバウトといいますか、多少大づかみな調査でござりますので、細かい数字というのが何十何円とか何%とい

そこら辺のところをひとつ総務庁長官の御感想を
をいただきたいと思います。

につきましても四号俸のうち既に三号俸まで行なうこと、これは非常に大きな成果であったと思います。また、寡婦加算と遺族加算の格差につきましてもかなり詰まってきた。

まだまだ残りはあります。これは恩給局長からの説明にもありますように、理論的にはともかくとして心情的な問題として今後さらには是正して

ただ、そういったことで傷痍特と普通扶助料の六年未満最低保障額との均衡ということを今後図つて、均衡的な发展を遂げていくということが必要かなと思いますので、その辺について最後の一問としてお伺いいたしまして、質問を終わりたいと思います。大臣、お願いいたします。

で、どういのはなかなか調査がしづらいものでございまして、そういう意味では多少アバウトといいますか、多少大づかみな調査でござりますのうで、細かい数字というものが何十何円とか何兆といふところまで十分出し切れてないといったことがあります。実情でござります。

ただ、概略としてつかめるところを申し上げま

年だけの金融政策の結果だというのであればいいと知らず、五年にわたって続いているのでございます。きょうはこのこと自身の政策を私は問うておるわけではありません。しかし、その結果が恩給受給者の方々にどれほど厳しく当たつておるかということを我々はもっと深刻に受けとめねばいけないということをございます。

一千万円の預金とすれば、さうと年間五十万から六十万円の減収でございます。これはどの大き

な事情の変化ですから、私は当然恩給法二条ノ二に言う「其ノ他諸事情」にまさに該当する事情だと、総合勘案するというのであればこういったことこそまさに取り上げていただくべき事情の一つではないかと私は思うのでございます。

先ほど〇・七%という改善率を出されるプロセスで、私が具体的に申し上げました計算式でびたり出でていますよと、おおむねそういうことでございますというふうにおっしゃったわけでございます。そうだとすれば、今申したようなこの長期にわたる金利の異常な低下、そしてそのことがとりわけ最も影響を受けておられると思われる高齢の恩給受給者の方々の恩給改善に何ら考慮されていないことを示唆しているわけでございますが、これはちょっとむごいことではないかなと私には思えるのでござります。

さて、今のお話を聞かれて、大臣はどんな御思想でござりますか。織り込まれておられたんだ

○政府委員(桑原博君) 預貯金の金利が総合勘案の対象に直接なっていない、現在どう反映されたかということは委員御指摘のとおりでござります。

ただ、ちょっと違った制度として、一般論としてはこの制度のことをお話ししていただきたいと思います。実は、郵便貯金の福祉定期という制度がございまして、これは郵政省の所管でございま

ますけれども、実は昨年から恩給の受給者のうち普通恩給受給者を除く方々についてはその福祉定期の対象者として組み入れていただいたという経

験がございます。これは、先生御指摘の預貯金金利が著しく低下したことに伴うほかの、言い方は悪い言葉でございますが生活弱者といいますか、そういう方々を対象ということで設けられた制度受給者の方々にどれほど厳しく当たつておるかということを我々はもっと深刻に受けとめねばいけないということをございます。

一千円の預金とすれば、さうと年間五十万か

ら六十万円の減収でございます。

これはどの大き

な事実でございます。

○松田岩夫君 その福祉定期のお話もいいことだ

と思います。しかし、それも恩給受給者は後から追加なさっておられる。そんなこと一つとりまして、私ども少し配慮が足らなかつたのではないかと思ひますし、もちろんその対象預金金額も極めて限られている金額でございます。

そこで、私が具体的に申し上げました計算式でびたり出でていますよと、おおむねそういうことでございますというふうにおっしゃったわけでございます。そうだとすれば、今申したようなこの長期にわたる金利の異常な低下、そしてそのことがとりわけ最も影響を受けておられると思われる高齢の恩給受給者の方々の恩給改善に何ら考慮されていないことを示唆しているわけでございますが、これはちょっとむごいことではないかなと私には思えるのでござります。

さて、今のお話を聞かれて、大臣はどんな御

思想でござりますか。織り込まれておられたんだ

しょうか。

○政府委員(桑原博君) 預貯金の金利が総合勘案

策も含めた経済政策の中で我々は対処していかなければなりません。このことは肝に銘じておかねばならないし、そのことを今その他諸事情の中には明

らかに思っています。

○松田岩夫君 その他の

こと

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

これが從来の考え方でいうと実質価値を守るといふことになっているんだと思います。今おっしゃいました、いわゆる預金金利の水準が從来の水準から見れば大きく低下をしておるということは、あるわけでございますが、預貯金金利の話、総合勘案の中には必ずしも入っていないということはございます。

○松田岩夫君 その福祉定期のお話もいいことだと思います。しかし、それも恩給受給者は後から追加なさっておられる。そんなこと一つとりまして、私ども少し配慮が足らなかつたのではないかと思ひますし、もちろんその対象預金金額も極めて限られている金額でございます。

○松田岩夫君 その他の

こと

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

ことが從來の考え方でいうと実質価値を守るといふことになっているんだと思います。今おっしゃいました、資本に対する貸付資金に対する需要と供給の関係で決まってくるものについて、その変化を言ってみれば市場で決定をされるさまざまなものではございませんが、その対象になつたということで、若干の敷いはあるわけでございますが、預貯金金利の話、総合勘案の中には必ずしも入っていないということはございます。

○松田岩夫君 その他の

こと

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

こ

と

を

お

う

な

改められたといつても結果的にはむしろ恩給の増額が抑えられてきたわけでございます。結果とし

てといいますか、初めからそう意図されたのかも

しません、この総合勘案方式に変えたときに

あります。

さて、この共済年金等他の年金制度とのバランスを考慮して改めた、こういうわけでございますが、現在まさに国を挙げてと言つていいでしよう

から見れば大きく低下をしておるということはございませんが、あるいは国会、政府の中、各党、それぞれこ

が、あるいは国会、政府の中、各党、それぞれこ

れかの公的年金のあり方については今激論の最

中と。政府としては、今国会中に成案を得て、年

金の将来のあり方について提案されるようなお見

通しもあるようございます。いずれにしても、今検討されている中身を見ますと、きょうはその

こと自身について深く議論することはございませんが、ただ要すれば年金の支給開始年齢を延伸するとか、この公的年金について見ますと、保険料を

引き上げるとあるいは給付水準を引き下げる

とか、いわば年金が今よりも条件が悪くなるとい

うのかということについて、私もいろんな考え

がありますけれども、きょうはそのことはこっち

に置いておきます。

さて、前のこの恩給改善率を変えた六十一

度、六十二年度から適用が変わったわけでございますが、これもまた将来の話です。さて、また公的年金等の制度とのバランスを考慮してといふことをおおっしゃって変えられたわけでございますが、これがまたまた将来の話です。さて、また公的年金等の制度が変わったよ、それとのバランスでどうのこうのいう話にまたなるわけじゃないでありますねと、先の話ですけれども、しかし、六十

歳以上でおくわけでございます。

さて、この総合勘案方式、今まさに余りに

申上げておきます。

ところで、この総合勘案方式、今まさに余りに

申上げておきました。

ところでも便利に使われ、したがつて何でも勘案したことになりますが、しかし実際は勘案しない

きやならぬのに勘案されないこともあります

うわけでございます。これは結局、先ほど来てお話を聞いていました。まさに、今日の恩給は戦争犠牲者に対する国家賠償としての性格を持ったものである、これは政府の公式見解でもあります。こ

れは公的年金にない大きな特色でございまして、公的年金と恩給とは截然と区別をして理解しておか必要がある。そういう前提に立った場合には、当然のことながら、またそういう前提に立っておるわけでございますが、公的年金のあり方が今後どう変わらうとも、大きさな言い方をすれば、きょうの目的からすれば、わかりやすく言えば公的年金をどうするか自身は大変な今日我々政治家の抱えた最大のテーマでありますけれども、それが最適と言わざるを得ないと思うのでございます。

そういうことでお続けになつていかれるという考え方で私は行くべきであると思いますが、大臣にこの点について御意見がいたければただきたいし、また先ほどと同じようにどうもはつきりしない御答弁であるというのであれば、強くこの点御要請申し上げておきます。

しかし、いずれにしても大臣に御答弁をいただいて、私の質問を終ります。

○国務大臣(太田誠一君) この点につきましては、公的年金の改革、特に先ほど言われました運用の益が大変小さくなつておるということからくる制度の改正ということと国家補償的な性格を持つておるということが、たびたび明言いたしております恩給制度とはそもそも成り立ちが違うといふことでございます。そこは公的年金の方が変わってくるから直ちに恩給制度のことが変わつてゐることはないといふふうに考えておりまつたと思います。

○松田岩夫君 ありがとうございました。

○笠勝之君 公明党の日笠勝之でございます。

この恩給法は百四条あるわけでございますが、一読いたしまして非常に難しい。内閣告示による

常用漢字での法律でもございませんし、現代仮名遣いや送り仮名の遣い方でもない。おまけに、百四条あるうちの二十八条分が削除されておる。二八%分である。例えば、第五十一条に賃金だとか、八十六条に賃金だとか、三十九条は今削除されておりますが、辺境だとか、非常に難しい漢字が羅列されておるわけですが、新入職員の方とかを経て現在に至つておりますが、大変難解な法律をされて、いるんでしょうか。

○政府委員(桑原博君) 先生御指摘のように、恩給法は大正十二年に制定されて以来幾度かの改正を経て現在に至つておりますが、大変難解な法律をつておられるのが精いっぱいといった状況でござつておられるのでございまして、どうやらそれが最適と言わざるを得ないと思うのでございます。

そういうことでお続けになつていかれるという考え方で私は行くべきであると思いますが、大臣にこの点について御意見がいたければただきたいし、また先ほど同じようによつておるんでございまして、どうやらこれが最適と言わざるを得ないと思うのでございます。

○日笠勝之君 ありがとうございます。

ものを当てはめながら仕事をしていくということ

でございまして、どつちかというと担当の職員はやっているんではなかろうかというふうに思いま

す。

○日笠勝之君 要は、支給を受ける方は年齢の方が多い。先ほどおつしやつたように平均年齢も相

当高い。その方たちがわかりやすいのかもしれません。しかし、それは百六十万人ぐらいの方で、

ちょうど現代にはじまないような言葉もばんばん出てきますね。そういう意味では、私は恩給法を見たつて、どういう根拠法に基づいて支給されていられるのかわからない。今言ったような不具足とか、

ちょっと現代にはじまないような言葉もばんばん出てきますね。そういう意味では、私は恩給法を全面的にこれは先ほど申し上げました常用漢字だとか現代仮名遣いだとかに合わせた改正をしたんだとか現代仮名遣いだとかに合わせた改正をしたらいかがかなと。そして、先ほど申し上げましたように、百四条ある条文のうちの二十七条が八条分はもう削除で、二八%も削除されている法律なんですね。

そういうことで、大体毎年恩給法は改正になる方向でござりますから、全面改正を考えるべきである、このことを申し上げたいんですが、長官でいかがですか。

○国務大臣(太田誠一君) 今の御指摘の話は恩給法にとどまらず、我が国の法律全体について言えることではないかと思います。御趣旨を念頭に置いておきたいと思います。

○日笠勝之君 さて、官房長官にもお出ましをいたしました。先日の衆議院の内閣委員会での在日の韓国、北朝鮮の元軍人軍属の方々の補償の問題でござります。

官房長官は、答弁を拝見させていただくと、非

常に前向き、積極的に、誠実、誠意を持ってお答えなさつておるということはよくわかります。

そこで、先ほど海老原議員の方からもこれに関

する規定でこれを解決しようとされておるのか、ま

ずその辺のところを官房長官にお伺いしたいと思

います。

○国務大臣(野中広務君) 先日来、それぞれ御指摘をいただいております、旧日本軍軍属としてか

つての戦争に従事をしながら、なお日韓条約の外

に置かれて今日その給付の恩典に沿すことのでき

ない人たちの心情について、それぞれ委員各位か

ら御指摘がございました。

この指摘を踏まえまして、私どもといたしまし

ては、現在の恩給法等の範囲を超える問題でござ

いまして、このような問題につきましては現在の

法の枠をもつて措置することは困難だと思います

し、また韓国の方々に対する補償の問題につきま

しては、昭和四十年の日韓請求権・經濟協力協定

によりまして、在日韓国人を含めて法的には完全

かつ最終的な解決済みということになつておるわ

けでございます。

ただ、そういう中におきましても、現実に在日

の皆さん方にはその何らの恩典が浴されておらな

いという状況が現に存するわけでございます。そ

ういう問題につきまして、いつも申し上げますよ

うに、一九九九年というこの節目のときには、我々

は積み残してきた戦後処理の一つとしてこれをと

は私は申し上げてまいつたわけでございます。

内閣の外政審議室において今申し上げたような問題

等を含めて検討させておるところでございま

して、何らかの方針が講ぜられるよう一層努力をし

てまいりたいと考えておるところでござります。

○日笠勝之君 外政審議室の方で検討されているのは、それは恩給法の世界なのか援護法の世界なのか、それを超えた新たな特別立法なり何らかの規定というか措置ということを考えておられるんですか。

○国務大臣(野中広務君) 恐らくそういうことに

ならざるを得ないと思っております。

も、何せてくる書類 자체大変古い参考資料等を

踏まえて出でまいります。したがつて、そういう

一読いたしまして非常に難しい。内閣告示による

国籍条項の件ですが、今外国人恩給は四十一名、予算書を見ますと七千三百万円余り計上されています。この外国人恩給というのはまさに国籍条項がないんだと思いませんが、きちっと予算にも計上されておりますが、どういう根拠によって外国人恩給が支給されているんでしょうか。

○政府委員(桑原博君) 外国人恩給というのは、恩給法の規定によるものではございません。

古くは、例えば一般的な言葉で言うと、お雇い外国人教授とか法律顧問とか技術とかいうことでいた方々に対して出されているものでございましたが、相当長期間在職をいたしまして功績があつた者に対し、内閣総理大臣の決定による外国人恩給規程というもの定めるところによりまして、財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為予算により終身年金を給しているものでございます。

○日笠勝之君 そういうことは、外国人恩給というものは内閣総理大臣決定によつてその根拠を見出すことができる、こういう理解ができるわけです。

それでは官房長官、恩給法とか援護法でない世界といふと、旧台湾の軍人の方の弔慰金もございましたが、議員立法でこれを我々がやるべきなんか、ないしは先ほどの外国人恩給のような内閣総理大臣決定によるべきなのか、こういうことも考えられるわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 先ほど申し上げましたように、内閣の外政審議室において、さまざまなお元地出身の方々の補償のあり方にについて、現行の恩給法や援護法の国籍条件を見直すということではなくなかなか困難ではなかろうかということを踏まえながらも今議論をさせていただいておるところでございます。

一方、委員御指摘のように、台湾におきます旧日本軍人軍属の扱い等の例も議員立法で行われた経過もあるわけでございますので、そういう方向をお願いしなければならないことにまた私どもも選択肢を求めなくてはならないかもわからないと存じておりますが、今は非常に極めて厳しい状況

でござりますけれども、何とかこれの救済の道はないかということで審議をさせていただいております。この外国人恩給というのはまさに国籍条項がないんだと思いませんが、きちっと予算にも計上されておりますが、どういう根拠によって外国人恩給が支給されているんでしょうか。

○政府委員(桑原博君) 外国人恩給というのは、恩給法の規定によるものではございません。

古くは、例えば一般的な言葉で言うと、お雇い外国人教授とか法律顧問とか技術とかいうことでいた方々に対して出されているものでございましたが、相当長期間在職をいたしまして功績があつた者に対し、内閣総理大臣の決定による外国人恩給規程といふものの定めるところによりまして、財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為予算により終身年金を給しているものでございます。

○日笠勝之君 そういうことは、外国人恩給というものは内閣総理大臣決定によつてその根拠を見出すことができる、こういう理解ができるわけです。

それでは官房長官、恩給法とか援護法でない世界といふと、旧台湾の軍人の方の弔慰金もございましたが、議員立法でこれを我々がやるべきなんか、ないしは先ほどの外国人恩給のような内閣総理大臣決定によるべきなのか、こういうことも考えられるわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 先ほど申し上げましたように、内閣の外政審議室において、さまざまなお元地出身の方々の補償のあり方にについて、現行の恩給法や援護法の国籍条件を見直すということではなくなかなか困難ではなかろうかということを踏まえながらも今議論をさせていただいておるところでございます。

それと、せつかく官房長官がいらっしゃいましてござりますけれども、何とかこれの救済の道はござりますけれども、何とかこれの救済の道はございません。つい先日、総理が韓国に行かれまして、日韓首脣会談がございましたが、そのときにもし在日の韓国人の方に何らかの補償、特に恩給などの補償が必要とのじやなかろかなど思ひます。とうごとで、日韓首脣会談ではこの問題については俎上に上がつたのかどうか。

それから、ちなみにもう一つ、在日外国人の参政権ということことで今民主、公明で選挙権付与法を衆議院に提出していますが、この問題と、日韓首脣会談では俎上に上がつたのでしょうか。お聞きになつていますか。

○国務大臣(野中広務君) 在日韓国人の方々の地方参政権につきましては、金大中大統領から会見の際に問題提起がされたようございます。

総理は、国内においてもその問題について強いお話もあり、かつ韓日の議員連盟の会長からも先お話をされると聞いております。

○日笠勝之君 本来ならば、せつかく積極的に官

て時間が若干ございますので、先日、これも三月十八日の衆議院において北朝鮮の核開発疑惑施設に対する総理は、会議録を読みますと、もし可能なら我が國としてもそうしたものを視察云々と対して総理は、会議録を読みますと、もし可能なら我が國としてもそうしたものを視察云々といたします。まずはこの成功を期待したいことで非常に意欲を示された。しかし、記者会見で長官の方は火消しに回つたというようなことで、大体いつも、国旗・国歌の法制化でも官房長官が積極的に総理の方が消極的と反対なんですが、何か攻守所を変えたような気がいたしましたが、北朝鮮核開発疑惑施設に対する日本が参加するという総理の衆議院における御答弁、これは現状、官房長官はどのように把握されておられますか。

○国務大臣(野中広務君) 総理は先日、一義的に米朝間の話であるけれども、可能ならば金倉里の施設への訪問に我が國も参加をした方がよいとの趣旨の発言をされました。

これは、総理の年来からの考え方でございまして、我が国には核問題等にすぐれた学者等がおるわけで、しかもKEEDOに我が國も応分の拠出をするとするならば、可能ならば我が國のそういうふう中からでき得れば訪問団の構成の中に入れればいいということを申されたわけでございます。

この問題につきましては、御承知のように米朝間で非常に長い困難な問題を抱強く交渉してこられた経緯もあるわけでございます。今我が方がこれを言うことによつて、せつかく積み上げられた第一回目の、来るべき五月と想像される核疑惑の問題の調査、訪問というのがそこを来すような

ことになつてはならないという思いもございまして、私の方はやや慎重な配慮を加えた会見での答弁をいたしました次第であります。

総理がお考えになる気持ち、そしてそれは一国

の総理として国民の税金でこの問題を処理するに

当たつて、当然我が方がこれに関与することがで

きれば可能な努力をしたいと思われる気持ちがにじみ出でることは私どもも十分承知をしておるわけでございますが、いずれにいたしましても、核疑惑を何とか払拭するために米朝間の合意をもとにいたしまして、まずはこの成功を期待したい

というのが私の会見にまた出たわけでございま

す。

○日笠勝之君 終わります。

○阿部幸代君 日本共産党的阿部幸代でございます。

毎年のように元日赤の従軍看護婦の方が国会に陳情に見えます。きょうは、その方々の切実な要望である慰労給付金問題について質問いたしました。

初めに、兵の普通恩給と元日赤従軍看護婦等の慰労金との格差拡大の問題です。大は実勤務期間三年以上六年未満の方の場合で、消費者物価の上昇率を勘案して増額の措置をとつてはいるといふものの、両者の格差は拡大する一方です。九九年度について見てみると、最大は実勤務期間三年以上六年未満の方の場合で、一万四千二百円と百十二万九千九百円で二・七三倍という状況です。格差は正の必要があるのではないか。

○政府委員(佐藤正紀君) 旧日赤救護看護婦等に対する慰労給付金につきましては、昭和五十三年の六党合意に基づきまして加算年を含め十二年以上の方々に給付することとされたものでござります。

慰労給付金は、この看護婦の方々が女性の身でありながら戦地に赴きました戦傷病者等の介護に当たられたという長年の御労苦に対しまして、それを報いるために支給することといたしました慰労給付金という性格を持っております。

これに対しまして、兵の恩給につきましては、所得の保障をするという性格がございます関係で、当初発足のときは兵の金額に準じまして計算

されたものでございますが、その後、兵の恩給の方が最低保障額等で大幅に実際に受け取る額がふえたということもございまして、格差ができたものと承知いたしております。

政府といたしましては、戦後五十年のプロジェクトチームの御指摘にも従いまして、実質的価値の維持を図るために物価によりますスライドを今後とも実施してまいりたいと考えております。

○阿部幸代君 七九年当初は格差は最大でも一・二倍でした。今日では最大四・〇九倍になつてゐるわけです。これでは恩給制度を準用するとも、また兵に準ずる処遇をするとも到底言えないと思うわけです。

昭和十三年の改正日本赤十字社令によりますと、日本赤十字社は「救護員ヲ養成シ救護材料ヲ準備シ陸軍大臣海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸海軍ノ戰時衛生勤務ヲ輔助ス」とあり、「陸海軍ノ戰時衛生勤務ニ服スル日本赤十字社ノ」「看護婦及看護人ノ待遇ハ兵ニ準ス」とあります。

陳情者からいただいた手記を読んでみると、日本赤十字社令の意味するところが一層具体的にわかるんです。「日本赤十字社」は「看護婦及看護人ノ待遇ハ兵ニ準ス」とあります。

この中で、次のような例があります。男子であれば召されてお國のために御奉公することは、帝国軍人である以上、名譽あると言われました。このようなときに、我が家では御奉公のできる者はおりません。日本赤十字社の看護婦になれました。このようにして、我が家の勤務はジャワ島でした。現地人の襲撃に備えた訓練あるいは実際の見回り、青酸カリや自爆用の爆薬まで所持させられたわけです。この歴史を踏まえれば、慰労給付金に盛り込まれた恩給制度を準用すること並びに兵に準ずる処遇というものがもつと重要視されて、格差是正の

措置がとられるのが当然ではないでしょうか。

これは官房長官伺います。

○国務大臣(野中広務君) 先ほど政府委員が御答弁を申し上げましたように、旧日本赤十字社の看護婦等の慰労給付金は、いわゆる兵役の義務のない

身で戦地におきまして、委員がおっしゃいましたように、戦傷病者の看護に当たられたという長年の御苦労に対しまして、昭和五十三年だったと思いま

ますが、自由民主党、社会党、公明党、民社党、

日本共産党、新自由クラブの六党合意によりま

す。しかし、これが戦後五十年のプロジェクト

において、消費者物価等の動向を適切に反映させた措置を講ずるべきであるという指摘によりま

すけれども、委員がおっしゃるよう、まだ十分

で、年々改善をされてきたと思うわけでございま

すけれども、その方々の御意向を生かし得たとは認識はしてい

ないわけでございますが、平成十一年度予算におきましても、消費者物価指数の上昇分を勘案いたしました。

○阿部幸代君 しまして、〇・六%増の改定を織り込ませていた

今後、こういう問題をより実態に即すような努力は私どもとしてもしていかなくてはならないと

おきましても、このようにしていかななくてはならないと

おきましても、このようにしていかななくてはならないと

おきましても、このようにしていかななくてはならないと

おきましても、このようにしていかななくてはならないと

おきましても、このようにしていかななくてはならないと

最大四・〇九倍の格差があるわけですから、これでは到底兵に準ずるとは言えないわけです。慰労

給付金の兵の恩給をもとにした算出方法に照らしても、日本赤十字社令や応召の実態からしても、格差の拡大は、日本の女性と国民の理解、支持を到底得られるものではありません。違いますか。

○政府委員(佐藤正紀君) さきの大戦におきまして、戦地におかれ御苦労をなさった方々の中に

は、兵隊もおられますし、ただいま問題になつておきます旧日本赤十字社の看護婦の方々、旧陸海軍の従軍看護婦の方々、そのほか雇員、要員まで含めます。しかし、これが戦後五十年のプロジェクトにおいては、この中で、この看護婦の方々につきましては、

兵役義務のない身でありながら、女性でありながら、そういう御苦労をなさつたということから、慰労給付金を支給することとなつたと理解してお

ります。

この中で、この看護婦の方々につきましては、

この慰労給付金の算定につきまして、過去に兵に准ずるということについてどういう意味かとい

う質問が何回かございまして、こういう答弁を政

府委員がしておられますので、ちょっと申し上げま

すと、実勤務期間に加算年をえた年数が十二年

以上であること、それから戦地または事変地の区

域の範囲内は恩給に合わせる、それから支給開始年齢を五十五歳とした、それから慰労給付金につ

いては昭和五十四年のときの兵の恩給の処遇状況

を勘案してその金額を定めたということを答えております。

○阿部幸代君 説明をしているだけではないんで

すね。

総理府といたしましては、先ほど申し上げま

したような事情にあるということを先生方に説明をいたしております。そういう状況にござります。そういう

ことの問題につきましては毎国会請願がかなりの数出でると承知をいたしております。

○政府委員(佐藤正紀君) 先生御指摘のように、この問題につきましては毎国会請願がかなりの数出でると承知をいたしております。

この請願は、参議院では全会一致で採択されています。伺いたいのですが、総理府はこの請願を

保留にしてほしいという働きかけを国会議員に対

してしてはいるようなことはありませんか。

○阿部幸代君 請願をしておりません。

○政府委員(佐藤正紀君) 先生御指摘のように、この問題につきましては毎国会請願がかなりの数出でると承知をいたしております。

○阿部幸代君 説明をしているだけではないんで

すね。

ここに、慰労給付金問題の担当部局である内閣

総理大臣官房管理室が作成した文書があります。

官房長官には手渡しました。「元日本赤十字社の看護婦に対する慰労給付金に関する請願について」と題

するこの文書は、「一 請願の要旨」、「二 請願に対する意見」、「三 請願の取扱い」から成り、

政府の立場を説明した上で、次のように書いてい

ます。「以上のようすに政府としては最大限の措置を講じておられます。この請願は是非

保留としていただきたい」と、管理室はこの文

書をもつて国会議員に働きかけています。

政府はこういうことを日常的にやっているんで

すか。

○政府委員(佐藤正紀君) 先生御指摘の紙につき

ましては、百四十二回国会のときのものかと思わ

れます。これは從来十二年未満の方々に對しても

何らかの措置を講じてほしいという請願が出され

この法案が成立しまして、国民の負託にこたえるようになるとともども努力したいと思うところでござります。

情報公開法につきましては、衆議院で十分審議され、本日答弁者として衆議院より植竹先生に出席をいただいておりますが、よろしくお願ひします。

清鏡、明は、著す國也

ますか、制定されている国は十三ヵ国だけにすぎないそうでございます。民主主義の大もとでありますイギリス、ドイツ、あるいは社会主義のロシア、中国などではまだ制定されておらないようでございまして、我が國のように单一民族の國家で比較的同質性の高い国民の間でこの法律はどのようなものかと感ずるところでございます。

と申しますのは、私、昭和五十八年、ちょうど臨調で論議されたころでございますが、オンブズマン制度の視察ということでオーストリリアとウェーランに同僚議員八名で行きました。それで向こうのオンブズマンにお会いしました。オンブズマンって何だらうなと思いつつ行ったのだござい

議長と三人の巨頭がいまして、この方がいろいろな不満を聞くと。そのときに、おたく、日本は一個人近い人間で同一民族で单一国家ですね、果たしてオンブズマンの必要がござりますかと皮肉られました。多民族国家では、一人市長なり首相がかわるとがらっと方向が変わってくる、そのためはどうしてもオンブズマンなり情報公開がなくなりやいけないんだと強調されまして、それはそれとして、どうぞせつかくおいでになつたんだから、夏ですけれどもシナモニーに行って雪でも見てくださいと。今考えると、頭を冷やせと言われたのかなと思うのでございますが、そんなことがございました、古い思い出でございますけれども。

しかし、時代は変わりまして、日本もやはりだ

なんだ、多民族ではございませんけれども、外国人も百数十万来ておると言つておりますから、これも時代の流れかなと思うでございますが、そのような経緯で、諸外国における制定されました法律、また制定していない國の事情等の理由をひとつ御教示願えればと思うのでございますが、よろしくどうぞ。

○政府委員(藤上信光君)　ただいま御指摘の諸外国におきます情報公開法の制定経緯につきましては、その國の実情等を踏まえましてさまざまなものがござります。

主な國の例と申しますと、一七六六年にオ

報公開制度を世界で最初に採用したスウェーデンにおきましては、行政機関や裁判所を統制していました議会の秘密主義が問題となりまして、出版の自由に関する法律を制定し、出版のために公文書を閲覧する権利を認めたというふうに承知をいたしております。そしてまた、スウェーデンでは、内閣の政策形成を担当する内閣秘書とその支

策を実施する執行機能とに区分されますが、大臣は行政の執行機能については議会に対しても責任を負わない、言いかえれば、議会の國政調査権が行政執行に及ばないという独特の制度を背景として、行政の執行について国民に対する責任を確保するために必要な制度となっていると聞いております。こういったために、スウェーデンの法律の対象機関としましては国会、裁判所等も含まれておるところでござります。

そしてまた、制定国では最も活発に利用されて

いると言われますアメリカにおきましては、一九四六年に制定をされました行政手続法の第三条におきまして、正当かつ直接の利害関係者に行政記録へのアクセスを認めておりましたが、この規定があいまいで概括的な適用除外規定を有し、しかも開示拒否について司法的救済を規定していないかったことからいろいろと批判もありまして、同条を発展的に改正して一九六六年に情報自由法を制定することとなつたと承知をいたしております。その後、この情報自由法は、一九七四年を初

めとしま

して何回かの大規模な見直し、改正と

いるんじゃないかなと思つております。

こざいます。
それから、制定していない国としまして、たゞいま例を挙げられましたイギリス、ドイツなどにございましては、一般的な情報公開法は制定をしておりませんが、イギリスにおきましては、従来、行政情報の公開、非公開の判断は行政府が立法府に対して責任を負うべき問題であつて、開示請求権を認め、開示の可否の最終判断を司法府に移してしまふことは国会主権との関係で問題があるといふような考え方が示されていましたというふうに承

といつて、反面、一億二千万近い国民一人一人が全部情報公開を求めたら国は滅びてしまいます。極端な例でございますが、そういうこともなまきにしもあらずと。そのため議会制民主主義で市会、県会、国会のあるんだと思うでございまして、ですが、それに対する御意見はどうでございましてよろしくお聞かせください。

知をいたしております。しかしながら、最近、一九九七年十二月に政府は、情報自由法の提案文書、ホワイトペーパーと言われていますが、これを公表しているところでありまして、立法化に向けての努力が進められているところと承知をいたしております。

実は、こういう国民一人一人の直接の請求としない前に、国会法とかあるいは議院証言法とかについてさらに改善を加えて、あるいは創意工夫を加えて、より議会、立法府において国民の期待にこたえてそのような役割を果たせるようになります。先ではないかなということを考えおりました。よくよく聞いてみますと、アメリカでも立法府の

る一般的な開示請求権が定められていくなくても、國民は、行政手続法、データ保護法、個別法など必要な情報を入手することができる。特別の情報公開の制度は必要ないというふうな考え方があつたと承知をいたしております。

○佐藤泰三君 法案は、國民の一人一人が行政機関に情報開示を直接請求できるわけございますが、行政機關を直接國民が監督下に置くかのような誤解を招きかねない面もあるかと思います。議会制民主主義の我が国では、國民に選ばれた国会が

が国権の最高機関として国政調査権を持ち、常に行政に対し目を光らせ、国民の代弁者として民意を国政に反映しているわけでござります。

また、地方におきましても、四十七都道府県、三千二百名余の府・県会議員がやはりこれまで調査権に基づき厳しくチェックしておりますし、三二千五百五の市町村におきましても、国民から厳正に選ばれた四万八千名余の各議員諸公が厳正にタッチしているわけでございますので、議員を通じて情報公開法もその点ではかなり整備されて

がいなくなつてしまつという危惧も考えられるのでござりますが、その点につきまして御見解を賜

いま一点は、公務員関係が多いのですが、公務員の氏名についてはすべて開示すべきという論議がありますが、公務員といえども私生活もござりますし、一律に公開することはいかがなものか。政府案はこのような場合どの辺で線引きをしておられるのか。その点と今のは死問題、この二点につきまして対策をお教え願いたいと思います。

○政府委員(海上信光君)　ただいまの脳死の問題につきましては、プライバシーの保護と移植医療との透明性の確保の両立をどのように図っていくかという難しい問題がございますが、この問題につきましては厚生省を初めとしまして関係機関において銃意検討が進められていることと承知をいたしております。

情報公開法案の不開示情報を検討するに際しましても、個人の正当な権利、利益の保護、その中でも個人のいわゆるプライバシーは最も重要な保護を要する情報の一つとして立案をしているところでございます。こういったために、この法律の中では個人識別情報につきましては、これらを開示しますとプライバシーを中心とする個人の正当な権利、利益を害するおそれがあるということから原則不開示としているところでございます。

それから、ただいまの公務員の氏名につきましては、公務員の氏名は行政事務の遂行に係る行政組織の内部管理情報としまして担当公務員を特定するために行政文書に記載をされていることが多いわけでございます。そしてまた同時に、この公務員の私生活において個人を識別する基本的な情報として一般的に用いられており、これを開示すると公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあります。

こういったため、ただいまの情報公開法案におきましては、この法律の第五条一号ハによりまして、公務員の職名と職務遂行の内容は個人情報として不開示とせず、すべて開示することとします。

して、一方、氏名につきましては、第五条一号によりまして、慣行として公にされている場合等は開示することといたしているところでござります。○佐藤泰三君 公務員の身分保障ということを会聞きましたけれども、これはやはりあくまでも私所関係の情報公開でございますから、担当の職員等もありますから、十二分な線引きを計画して準備していただきたいと思うものでございます。

また、この臓器移植の点におきましても、提供者また受託の方もございますが、その辺もひとつ、これは厚生省になると思うのですが、線引きをしっかりとやっていだかないと、恐らく今後もうドナーが出ないと思います、うつかりやうろついてもばんばん騒がれたらとてもできない、疑惑を持たれますから。ひとつこの二点につきましては十分に対策を立てていただきたいと思います。

○政府委員（瀧上信光君）　ただいま御指摘のよろんな問題、非常に重要な問題であると思いまして、関係機関におきまして真剣な検討が必要であると、いうふうに認識をいたしております。

○佐藤泰三君　今、ダイオキシン問題が中央の問題になつて、環境庁あるいは厚生省でやつておりますが、この所沢ダイオキシン問題につきまして、テレビ朝日の報道がひとり歩きをして地元の農家に非常なる波紋を投げ、大変な被害をこうむつたというわけでございます。

実は昨年三月の予算委員会で、所沢あるいはその周辺何ヵ所かございましたが、ダイオキシンのために奇形児が産まれたという論議がございましたて、県の衛生部が調査しましたらそういう事実は一切なかつた、杞憂だったということがございました。その後、昨年の九月、十月ですか、所沢地区の土壌あるいは河川、下水を調査しました。一番問題の所沢が一番程度がよかつたのです。大気汚染度が

○一・八、私の住んでいる川口が一・五と、二倍になりました。また地下水におきましても、所沢の方は非常にきれいで、むしろ私の住んでいる地域の方が三倍も悪かった。このような誤った報道もございました。

やれやれと思っていましたら、今度はホウレンソウであるという形で、これはもうテレビで出来まして、今までではテレビじゃなかつたからよかつたのですが、テレビでぼんと出ましたために全国にセンセーションを起こして、農家が毀滅的な打撃を受けたということで、この情報公開の報道が、いい反面、怖い面もあるなということを、特に目に見える画像は一番人間に印象に残りますから、耳の何倍と強いですから、これらの点もひとつ十分にしなきゃいけないんじゃないかと思うわけでございます。

この所沢問題に関して、今も調査中でございま

いますが、一日も早く調査をして正確なデータを発表していただきたいと思うのでございますが、それについて何かございますか。

○政府委員(猪上信光君) ダイオキシン問題について私どもの立場から具体的に申し上げるということはないでござりますが、一般論として申し上げれば、一般国民の生命・健康等に影響を与えるかねない問題につきましては、適時かつ適切な方法で情報を提供していくべきものと考えております。その際には、御指摘のように、数値がひとり歩きして混乱が生ずることのないよう留意し、必要な情報を正確に理解できるような形で提供する必要があると考えております。

○佐藤泰三君 このダイオキシン関係でございますが、WHOではTDI一日四ピコグラム。ところが、埼玉の先ほどのホウレンソウ、お茶で見ますと〇・〇一七。全然問題にならない数字なんですね。しかし、報道されますと、いかにもお茶を飲んでいたいのか、ホウレンソウはいかぬという非常なパニック状態になりますので、これはやはりデータが先走って画像報道されたということが非常なパニックを起こしたので、今後もいろんな形

で、情報公開をするからにはその点を十分しておかないといけないし、また情報公開も厳しくやつていただきたいと思うわけでございます。

次に、国家の安全保障あるいは犯罪捜査につきましての情報は、相手国や犯罪組織に漏れることが非常に危惧されますが、諸外国ではこのようないい情報につきましてどのように扱っているのか、法案ではどのような仕組みで保護するのかというう点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(浦上信光君) 諸外国におきましては、国家の安全保障や犯罪捜査に関する情報につきましては、開示、不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、それから対外関係あるいは犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要するといったこと、そういった特殊性にからんがいまして、不開示情報として特別の配慮をしているところでございます。

たとえば、アメリカにおきましては、大統領命令会による秘密指定が適切になされたものを不開示したり、国際テロリズムに関する情報などを適用除外といったしております。オーストラリア及びニュージーランドにおきましては、この種の情報の開示、不開示につきましては、司法判断よりもむしろ大臣の国会に対する政治責任によって担保すべきものとしまして、不開示文書である旨の大 臣の判断が最終的なものとなる大臣認定制度といつたものと設けているところでございます。カナダにおきましては、法律で司法審査は行政機關の不開示決定に合理的な理由が存在するかどうかといったものに限定をしているところでございます。それから韓国におきましては、安全保障と関連する情報分析を目的に収集あるいは作成された情報につきましては、一般の不開示規定とは区別されてしまして、情報公開法の適用除外というふうにされているところでございます。

そして、今回の法案における対応ということですが、今回の法案におきましても、国の安全に関する情報及び公共の安全と秩序の維持に関する情報を不開示情報の類型として整理をして

いるところでございます。情報公開法第五条三号及び四号において、これらの利益を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としているところでございます。

こういった規定によりにしておりますのは、この種の情報につきましては、司法審査の場におきまして、裁判所は不開示情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかといったことを審理、判断することが適当であるという考え方に基づくものでございます。

○佐藤泰三君 次に、役所の意思決定、各官公庁の意思決定が密室で行われないようにするには政策形成の過程におきます情報を請求対象にすることが必要だと思います。しかしながら、未成熟、未確認の情報まですべて開示しますと社会的混乱を招くおそれがあります。将来的の道路計画あるいは都市計画等につきまして、未成熟のうちに情報公開しますと、用地の買収等の大きな問題を起こします。政策形成過程の情報については取り扱い方に十分な慎重を要するわけでございますが、これにつきましてはどのよほ程度の線引きになるでしょうか。

○政府委員(瀬上信光君) 御指摘の政策形成過程の情報につきましては、この法案の立案に当たりまして、政府はその諸活動を説明する責務を全うする観点から、事項的に意思決定前の情報を見て不開示とすることは不適当であると考えております。しかしながら、御指摘のとおり社会的混乱を招くおそれがある情報等、不開示とすることについて合理的な理由があるものにつきましては不開示とすることが必要であるといふふうに考えておりまして、このよほな考え方のもとに、この法律の第五条第五号では、政策形成情報について、公開を原則としつつも、例えは「公にすることにより、「不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」といた不開示情報の基準に該当するものにつきましてはこれを不開示とする旨、規定いたしているところでございます。

○佐藤泰三君 その政策形成過程の情報でございまますか、どの辺で線を引くか、これもまた初めてのことで非常に厳しいわけでございますが、地方自治体でやっている場合のそういう形態はおわかりですか。

○政府委員(瀬上信光君) 地方公共団体の条例についてましては、審議・検討情報というようなことで不開示情報にしておると承知しております。

○佐藤泰三君 そして地方公共団体の場合には、対象文書を決裁文書等事案決定の終了したものというふうなこととしているものが多いわけでございます。

○佐藤泰三君 こういうことに対しまして、国の場合には必ずしも事案決定が終了をしていくても行政機関が組織的に保有しているものにつきましては対象にしているといふふうに考えております。

○佐藤泰三君 よく地方自治体で問題になるのは、土地等に絡む政策形成過程の中間的な情報が漏れて云々ということがしばしばございます。

○政府委員(瀬上信光君) まことに、その辺のことにつきましては、どのくらいのペーセントがあるか、また対策といふものをお考えになつていらっしゃるのですか。

○佐藤泰三君 よく地方自治体で問題になるのは、土地等に絡む政策形成過程の中間的な情報が漏れて云々といふふうに考えております。

ばしば新聞をぎわすのでございますけれども、これが今度情報公開になりますと堂々とまかり通る危険性もありますので、その点に対する対応を十分にないとますます混乱を招くおそれもあるんじやないかなというふうに考えますので、一度それに対する対策をお答え願いたいと思いま

す。

○政府委員(瀬上信光君) 情報の公開と管理といいますか、両方も適切に行われることが重要であります。それで、それぞれの地方公共団体において適切な対応が講ぜられるべきものと考えております。

○佐藤泰三君 次に、訴訟の土地管轄の問題についてお伺いしたいと思います。

衆議院で大変なる御尽力によりまして全会派の共同提案という形で政府案が修正されまして裁判所をふやされました。さらに裁判所をふやせといふ議論も当委員会にはございましたので、それにつきまして植竹先生からその経過をひとつお聞かせ願えればと思います。

○衆議院議員(植竹繁雄君) 今、佐藤議員お尋ねの件でございますが、こういう管轄の問題は本来であれば被告の所在地である裁判所ということです。されど、国民に情報を公開するということは大変重要な問題であるわけでございますので、原告と被告、行政機関の両者の公平性ということを考えますときに、また第三者の証人、その負担も検討した結果、これは高裁所在地の裁判所に管轄することが最適であるということで、衆議院におきまして全会一致を見たわけでございます。したがいまして、これ以上ふやすということは考えられない。

なお、衆議院におきましても、あるいは支部の所在地である那覇の場合はどうかということもございました。これも時間とか距離から考えまして、時間の負担の場合につきましては那覇よりも、奄美大島の場合もこれは飛行機で参りますが、その方が住民にとって負担が大変でございまして、また時間の点につきましては、例えは北海道

の場合は網走とかそういうところでございますと八時間から十時間かかるてしまう。沖縄の場合は八つの高等裁判所に決定いたしたわけであり、そういう審議過程を踏まえまして全会一致で八つの高等裁判所に決定いたしたわけでございます。

○佐藤泰三君 ありがとうございます。

今、裁判云々とございましたが、諸外国、アメリカ等、やはり情報公開で裁判所に提訴された件数がどの程度あるのか、また日本の自治体でもあるかどうか、その辺はどうでございますか。

○政府委員(瀬上信光君) 裁判管轄の問題、外国の場合はございません。アメリカにつきましては被告である行政機関の所在地であるとともに原告所在地の裁判所も管轄区域に入っておりますが、アメリカ以外の外国の法律におきましては日本と同様に被告所在地の裁判所が裁判管轄を有するというふうに承知をいたしております。

それから、これらの裁判所に具体的に何件の訴訟が提起されているかといふことにつきましては、ちょっと資料を持っておりませんのでお答えは御勘弁を願いたいと思います。

○佐藤泰三君 提訴件数はわからないのござりますね、日本国内でも。

○政府委員(瀬上信光君) ただいまちょっとその資料がございませんが、済みませんがお答えをいたしかねます。

○佐藤泰三君 これは重要な問題であつて、まずその点が何%あるのか、これを調査しないと進まないんじゃないでしょうか。

○政府委員(瀬上信光君) 今まで情報公開の裁判で判決のあつたものはおよそ二百件程度というふうに聞いております。

○佐藤泰三君 日本で二百件ですか。

手数料の具体的な金額等を検討してまいりたいと

の原則で出す必要があると思うんですよ。世界一

のそういう点につきましても出来ました。しかし、

○佐藤泰三君　非常に熱心な人がいて、一人で百本、三百本も情報公開を求めるもあり得るわ
けですが、単に量が膨大であると、うざうざでな

○佐藤泰三君 それは情報公開、国民のことですから、経費ゼロ、ただにまざることはなんていいますが、今回でも三十何兆の赤字国債を発行しま

金の価値観はどういうものかなと。今のオーストラリアですか、相当な額ですから、それを考えますと、ちょっととその五百円というお金には何か私

べきものを国民の皆様に開示していくということの方が必要じゃないかと。しかし、どれもこれも全部をそなへてはいけないと。余り安くすると

く、請求を拒否することは困難だということのようでございますが、請求手数料によつては興味半分の請求、あるいは請求権の乱用等もあるのではないかと想定されます。諸外国の請求は相当高いコストと聞いております。実情では、オーストラリアでは日本円に換算して請求だけで二千五百五十五円、他に検索代が一時間当たり一千二百七十五

しております。さらに、極端に言いますと、五百円だと一人の人が十万円あると二百本できます。企業がどんどん十万で二百本出したら各省庁バニックになると思います。それに対する御懸念はあります。

は抵抗を感じていけないんで、貧乏感がもしされません。せんけれども思うんです。が、まして、五百円だと安心して十万円で二百本できる、二十万円だったら四百本できる。これで各省庁にぶつけられたたら一体どうなるんでしょうか。それはすぱっと断り切れますか。私はそういう懸念があるのでござります。

万五千五百円、内部審査三千四百円、相当高いようだといえます。

務局の方で出したわけではなくて、修正の提案者の方の提案理由の中で出てくる数字でございま。

しては、私ども衆議院においてはいろいろ論議もございました。しかし、乱用といいますか、裁判の二つを並べて、何事かと云ふことはございません。

○政府委員(瀧上信光君) 手数料というのは、特定の者に対し行政が役務を提供する場合、その経費の一部を負担していくだくというものであると考えておりますが、他方、この情報公開の問題につきましては、情報公開法の趣旨からこの制度ができるだけ利用しやすいものとするということも重要でありますと、手数料の額がその制約要因となるということは好ましくないと考えておりま
解はいかがでございましょう。

○衆議院議員（植竹繁雄君） その五百円という金額でございますが、実はこれは北欧、ドイツとか英國、またスウェーデンのいろんな手数料に関する金額、また私ども衆議院の内閣委員会で豪州あるいはニュージーランド等調査いたした結果、先ほどお話をありましたように、豪州では二千五百円強、あるいはニュージーランドでは四百五十五円というものが出ておりました。しかし、国民の皆様に利用しやすい金額というのは五百円ぐらいが適当じゃないかということで、五百円以下の金額ということが、具体的に言えば五百円というコイン一枚であると使いやすいし、そういう意味で利便性をもつていうことで以下ということでござい

○佐藤泰三君 わかりました。
つい先日ですか、文芸春秋に宮城大学の学長さんの「情報公開の盲点」という記事が載っていました。そこで、拝見しましたら、教授会の会議録を請求された、実費五万円がかかった、県条例ではコピー代の一部十円、計千三百五十円しか請求できなかつた、腹を立てていると。宮城県は昨年の三月までに決定いたしました。そういうわけで、衆議院の全党も各党御理解いただいて共同提案ということになつたわけでございます。

そして、手数料の具体的な金額等は政令で定めることとしておりまして、その際には衆議院における法案修正をも踏まえ、できる限り利用しやすくております。

このうち請求手数料につきましては、衆議院内閣委員会における修正案の提案理由説明におきまして、開示請求に係る手数料は五百円以下にするというような旨の発言もあつたところでございまして、こういったようなことも念頭に置きました

○佐藤泰三君 ありがとうございました。
ただにこしたことはないんですけども、国が
赤字でパンク寸前で五百兆も借金持っているんで
すから、やはり特定の希望がある人は受益者負担
でございます。

はゴーピー代が三十円だったのが、情報公開日本一といふタイトルが欲しいのか何か知りませんけれども、県民の負担を考えずにばかりか値下げしたというような批判もございました。地方自治体が手数料について値下げ競争をしている状態が見られるような気がいたしますが、審査費を参考とした適正価格を請求すべきではないかと、くどいようでございますが、財政を憂えまして思うわけでございます。

政府は、企業の情報や宗教法人、政党あるいは組合等、第三者の情報を多く持っている。例えば、アメリカでの例のように、ライバル企業などがかりの制度を使って裁判に持ち込んだ場合でも、第三者者がわざわざ遠くの裁判所まで行く必要があるのでも、もしさうなれば非常に不公平な気がするというような案でございます。

衆議院での大変な御尽力にもかかわらず、現在でも管轄裁判所をふやせとの議論が行われておりますし、まとまった意見もあるようでございます。

が、そもそも情報公開法は裁判を起こすための制度ではないんじゃないのか。この法律は、できるだけ多くの国民が国の情報を知り、国民と政府が一体になって円滑にいろいろというための情報公開法だと思いますが、初めから裁判所が少ない、遠いところは、何か目的が裁判をするための情報公開法かなというふうに、ひがむわけじやございませんけれども、いかがでございましょうか。

○衆議院議員(樋竹繁雄君) この情報公開法、先ほども申し上げましたが、本来は被告の所在地を管轄する裁判所で行うと、ということでございますが、そういう情報公開の重要性を考えてその場所を、一々北海道から被告所在地といいますと東京まで出てくるのは大変だ、あるいは福岡から出てくるのは大変だということを考えまして、そしてそのかわりこれを地裁全部にやすとということは、費用とか、あるいはいろいろ地方裁判所によって異なった結果が出た場合に大変に煩雑であるということでございます。ですから、出てきて訴訟をする場合は一件でいいんですが、同一の書類とか類似するようなそういう文書につきましては移送するということをございます。

ですから、乱用を避けるということが非常に大切であるということで、しかもその乱用を避けるためにあっても、八カ所の高等裁判所で訴訟できるというように、国民に利用しやすい方向にいたしましたわけでございます。

○佐藤泰三君 いずれにいたしましても、あくまでも国民と政府との間で行政がスマーズにいくつうにするのがこの情報公開でございますから、國の役所の方でも公開、非公開の判断基準を一日早く明確にして、円滑にするようにしないといけないんじゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○衆議院議員(樋竹繁雄君) そういうようすに、今回的情報公開法というのは大変な問題であり、初めの問題でございます。そのため、見直す期間というものを四年といたしまして、四年たちましたらこの問題についても検討するというような

○佐藤泰三君 いずれにしましても、この情報公開法は規定も入れております。

聞、今までいろいろありました。一昨年ですか、カイワレダイコンのブーム、またダイオキシン、ホウレンソウ、いろいろございます。単一民族、單一言語の日本列島でございますから、非常にその点は情報はわかりやすいのでございますけれども、その公開、非公開の基準をよほど正確にしないいといけないと思うんですが、その基準はどこでお決めになる予定でござりますか。

○政府委員(堀上信光君) 情報公開法に基づきまして、開示、不開示の基準でございますが、基本的には法律の第五条で不開示の要件が書いてあるわけでもございます。それとあわせまして、この情報公開に対する請求は、請求に対する処分ということになります。そこで行政手続法の規定が適用されます。したがいまして、それぞれの行政機関が自分のところの情報の公開それから非公開につきましての審査基準等を策定することになるというふうに考えております。

○佐藤泰三君 大分これは地方が先行して、各市町村あるいは県でやっているようでございますが、その市町村、自治体におきまして公開の基準は大体できてるのでしょうか。もしありますたら参考に何例か御披露願いたいと思います。

○政府委員(堀上信光君) 地方公共団体におきましては、地方公共団体がそれぞれ条例を制定するということになりますので、その開示、不開示の基準はその条例に基づきましてそれぞれの地方公共団体において策定をしていただくというふうに考えております。

○佐藤泰三君 それでは、まだ地方の実態は調査していないわけでございますか。

○政府委員(堀上信光君) ただいまのところ、地方公共団体におきましては、都道府県におきましてはすべての都道府県で条例が制定され、それから市町村段階では全体の二〇〇%程度の市町村において条例が制定されております。

これらの制定している地方公共団体におきまし

ては、現実に条例の運用を行っているところでございまして、当然、開示、不開示の判断の考え方になり基準、そういったものは整理をされているものであるというふうに考えております。
○佐藤泰三君 その開示、不開示の整理をおれば、それが何かあつたらお知らせ願いたいわけです。
○政府委員(瀧上信光君) それはそれぞれの自治体でいろいろ工夫して実施をいたしておりますがございまして、例えば情報公開のためのハンドブックのようなものをつくったり、いろいろ工夫しているようでございますので、そういう具体的な例であればお示しをすることはできるというふうに考えております。
○佐藤泰三君 これだけの長い年月がかかった情報公開という制度をつくるにしては、ちょっとぞさんじやないでしょうか。地方でやっている内容もよく御存じないようですがございまして、地方は地方、国は国だと。これではおかしいじゃないでしょうか。やはり同じ日本ですから、神奈川県、東京都の内容とか、この開示、不開示の基準とか何かあると思うので、そういう点を私はお調べになつていらっしゃるかと聞いてるのでございましょうが。全然やっていないのでござりますか。
○政府委員(瀧上信光君) この法律をつくるに当たりましては、すべての都道府県の条例の規定内容がどうなっているかといったことにつきましては、当然総務省として整理をいたしているところでございます。
それから、運用の実態につきましても、情報公開を検討しました行政改革委員会に必要に応じて地方公共団体の方に実際に来ていただきまして、実際の運用の実態等も十分お聞きをし、必要な資料もちょうだいして、そういうものの踏まえまして今回の法律を立案いたしたところでございます。
○佐藤泰三君 やはりあくまでも、ある意味で法的には中央があつて地方でございます。その点、地方の情報公開をやつしているところを、大変困

でしようが國の方でも十分調査し、それを参考に積み上げていくべきじゃないかと思います。地方は地方、地方条例は関係ない、こちらはこちらだというのではちょっとちぐはぐになりますし、将来ますますいろんな形で裁判があえると思います。いかがでござりますか。

○政府委員(蒲上信光君) この情報公開法案においては、地方公共団体の情報公開につきましては、その第四十一条におきまして「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」という規定を設けております。そして、こういうふうな規定が設けられることによりまして、条例を制定していない地方公共団体におきましては条例の制定が促進されるとともに、条例を制定しているところにつきましても必要に応じ条例の見直し等が行われ、一層適切なものとするよう努力をされるものと考えております。

総務厅といたしましても、必要に応じましてこういった情報公開法の制度の内容、考え方等につきまして地方公共団体に対しましても必要な説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

○佐藤泰三君 いずれにしましても、新しいしばらくしい法案でございますが、年月をかけただけに、これからもいろんな形で大変と思うんですが、とくに今の日本はテレビの画像とかマスコミの報道が先行しがちでございますので、そういうことのないようになんに十分に地方と連携をとつてこの問題を研究していただきたいと心から願うものでございます。特に裁判を使って主義主張を通そうとするような動きがあるはあるのではないかとう懸念もなきにしもあらずでございますので、

料金問題も、日本で今五百円といつたら、実際どうでしようね、大体一分間三十円が最低の人物費でございますから、膨大な資料を何万件も処理するためにはどのくらい人が要るかということを考えますと、ただ安くればいいのかと。お金は國民

全体のものですから、欲しい方は出すべきだと思います。必要なならば我々議員が調査権でとれるんですから、議員は関係なしに御自分でとりたい熱心な方はある程度受益者負担の原則でいいと思うんです、我々議員を使えばただでとれるんですから。その点の考えはいかがでございましょうか。

○衆議院議員(植竹繁雄君) その点について再三お尋ねがございますが、やはり必要なこともありますけれども、国民全体から情報公開をしてほしいということになりますと、特殊な方々はそういう高額を出してもいいということでおざいます

が、多くの国民の皆様に利用しやすいというのが本来の趣旨でございますし、これから政治、行政といふものはもつともと開かれた、そういう

二十世紀のあるべき国姿ということを考えましたときに、やはり金額が高額になりました場合は非常に問題もあると。しかし、例えば手数料の金額自体が、閲覧手数料とかあるいはコピー代とか、そういうものを踏まえましたときに、高額の負担にたえられる個人あるいは企業はいいわけですが、ただ全体の国民の皆様に負担が過重であるという場合には問題もあると考えますし、諸外国の例もまちまちでございます。

この重要性というものについての考え方いろいろ違いますが、ただこの情報公開に対する各国情方針といいますかあるいは民族の方針といいますか、そういうものによりましては高額のところも、例えば臺州とかあります。臺州では二千五百五十円、一方、臺州の隣のニュージーランドに至っては四百五十円、そういうような大きな格差もあるわけでござります。

そういうことを考えましたときには、先進諸国である日本としましては、やはり国民の皆様に利用しやすい金額といふことも考え、それから日本の各地、基本であります日本の地方におきましては取っていないところもありますし、取っているところもある。

しかし、この法律案が衆議院を通過した段階に

おきましたして、これは最低の受益者負担ということ

で手数料を取るべきじゃないかということです、今どんどん地方におきましたこれを改定されるといふところも出ております。やはり問題は、國でもって基本の法律をつくるということが大事

じやないかと考えた結果、五百円ということが一番いいんじゃないかということで、衆議院の内閣委員会は結論を得たわけでございます。

○佐藤泰三君 よくわかりました。ありがとうございます。しかし、今料金問題もございましたけれども、やはり私は、これにこだわるわけじゃございませんけれども、受益者負担の原則ということを守つていただきないと、いろいろありますので、将来このために各省庁がバニックになるんじゃないかもしれません。しかし、高額の負担にたえられる個人あるいは企業はいいわけですが、ただ全体の国民の皆様に負担が過重であるという場合には問題もあると考へますし、諸外国の例もまちまちでござります。

ところで、この情報公開制度、すばらしい制度が衆議院でもって長い時間をかけて全党一致で送付されてまいったということは重く受けとめました。我々もできる限り慎重審議、衆議院に見習つて、いきたいなど願望するものでございます。

しかし、今料金問題もございましたけれども、やはり私は、これにこだわるわけじゃございませんけれども、受益者負担の原則ということを守つていただきないと、いろいろありますので、将来このために各省庁がバニックになるんじゃないかもしれません。しかし、高額の負担にたえられる個人あるいは企業はいいわけですが、ただ全体の国民の皆様に負担が過重であるという場合には問題もあると考へますし、諸外国の例もまちまちでござります。

私は、当初から申し上げておりますけれども、衆議院における修正というのがぎりぎり私ども受け入れられる範囲であるということをもう

一度私はお尋ねをしておきたいんですけれども、おいて御協議をいただいている途中だと思いま

す。

ない場合は別として、國民がバッジ族を越して行くことはちょっと民主主義に多少反するんじやないかという感じもするでございます。地方自治体、県、国にいますバッジ族を大いに活用していくべきであります。しかし、この法律案があることで大変嬉しいということをお願いしたいと思うのでございます。

いろいろございますが、自民党としてはこれ以上修正は骨折った衆議院に対しても私は申しわけないと思っていますし、これ以上は困難だと思うのではございませんが、総務省長官のお考えを承ります。

○國務大臣(太田誠一君) 先ほどから委員の御質問を伺つておりまして、大いに共鳴できる御主張か、そういう懸念を持つでございます。單一民族だからそういうことはないと思いますけれども、しかし、今料金問題もございましたけれども、やはり私は、これにこだわるわけじゃございませんけれども、受益者負担の原則といふことを守つていただきないと、いろいろありますので、将来このために各省庁がバニックになるんじゃないかもしれません。しかし、高額の負担にたえられる個人あるいは企業はいいわけですが、ただ全体の国民の皆様に負担が過重であるという場合には問題もあると考へますし、諸外国の例もまちまちでござります。

私は、当初から申し上げておりますけれども、衆議院における修正というのがぎりぎり私ども受け入れられる範囲であるということをもう

一度私はお尋ねをしておきたいんですけれども、おいて御協議をいただいている途中だと思いま

す。

たいうことになろうかというふうに思います。ただ、やはり裁判というのはさまざまな手続の最終的なとりででもございますので、情報公開制度が市民が利用しやすい制度として機能するために、最終的な司法チェックの道、これがやはり十分に開かれていることも大変重要なことであろう

と、いうふうに思つています。

そこで、今の長官の御発言を聞きまして、もう一度私はお尋ねをしておきたいんですけど、一度私はお尋ねをしておきたいんですけれども、衆議院での修正を受けまして、管轄裁判所を全国八ヵ所の高等裁判所の所在の地方裁判所というところまで管轄を窓口を広げたということになりますが、この管轄についての修正を受けまして長官はどうお考えになられますか。政府から出された案の場合には被告の所在地ということで大変狭い管轄でございました。それが市民に利用しやすいう観点を念頭に置いて修正がされた。こういう要望といいますか、そういうものを踏まえてどうお考えになられますでしょうか。

○國務大臣(太田誠一君) 今、千葉委員がおっしゃいましたように、原則公開という制度に我々は踏み込んだわけでございますので、原則的にはいつ管轄でございました。それが市民に利用しやすいう観点を念頭に置いて修正がされた。こういう要望といいますか、そういうものを踏まえてどうお考えになられますでしょうか。

○國務大臣(太田誠一君) 今、千葉委員がおっしゃいましたように、原則公開という制度に我々は踏み込んだわけでございますので、原則的にはいつ管轄でございました。それが市民に利用しやすいう観点を念頭に置いて修正がされた。こういう要望といいますか、そういうものを踏まえてどうお考えになられますでしょうか。

た行政手続で対応することになると思うので、そのためには行政手続の方も対応すると思いますし、また行政手続で対応しない場合にも、内閣としては開示を請求されて、それに対して恐らく普通の事柄であれば行政手続の方も対応すると思いますし、また御指導賜り、御無礼の言葉はお許し願いたい

うというふうに思つておつましたので、衆議院での答弁においては、とりあえすこれでスタートしてましようよということをたびたび申し上げてきたわけござります。それに対して、いや、それで同じ救済の手段としても不十分であるということとで全会派一致されてこのような修正になつたわけでございます。

ですから、どうかといふうに感想を聞かれれば、今の数でも、最初のスタートなんだからそこまではやらないもいいのではないかというふうに、率直に私はそう思つておるところでございま

○千葉景子君 この法を執行していただくわけで
すから、もともとのお考えは一ヵ所で足りるので
はないかと思つておられたということですけれど
も、ぜひこの議論の趣旨を十分に念頭に置いて今
後考えていただきたいというふうに思うんです。
ごとすると、私はこの禁、二つ削除とベターポート

するのであれば、せっかく利用しやすい方向へ衆議院の本当に熱心な議論のもとに一定の窓が開いた。だとすれば、長官、思い切って、もう市民の皆さんにこれを十分に使ってほしい。そういう意味で全国の地方裁判所これを基本的には管轄にするという方向を検討されたらどうですか。いかがですか。

○國務大臣(太田誠一君) 毒食わば皿までで行け

所で、これは千葉委員やここにおられる委員の先生方はよくおわかりでありますから誤解はありますせんけれども、一般には請求をすることが全国の中で一ヵ所しかできないというふうに、それが八ヵ所になつたというふうにあるのは誤解があるのかもしれないと私は思つておるわけでございまして、普通の開示の請求というのはどんな手段をとつてどこにいてもできるわけでございますから、そこはもう完全にオープンになつてているわけでござります。

あくまでも、さつきおっしゃいましたように政府の対応が情報公開審査会まで経てなおかつ不満

であるという例外的な出来事についての救済手段でございますから、私はこれは今衆議院の修正案でも少しスタートとしては十分過ぎるといふか、そんな感じを持つわけでございます。

○千葉景子君 例外的なことだと、司法の場まで行くことは、ということは、政府としてはこの行政情報公開、これは裁判などに行くような態には決してさせないと。十分に情報を公開して、情報公開がなされないという不満が出るなどということはないようになります。それだけの覚悟が多分ありますからうとうとふうに思いますので、その点はほかの問題点のところでまた指摘もさせていただきたいと思います。

今お話をございましたが、八ヵ所の高等裁判所に管轄が広げられた。ただ、八ヵ所の高等裁判所の所在地の地方裁判所というのは、考えてみれば理屈があってないようなものでございます。先ほど言った利用者の便宜などを含めて、ということですが。

そうなりますと、この八ヵ所の高等裁判所には支部がございます。それはこれまでも議論になりました。高等裁判所の支部というのは、決して高等裁判所に上下関係があるわけではなくて、支部も同じ機能を持つ裁判所でございます。だとすれば支部の所在地についても、利用の便宜という意味から考えれば、地方裁判所まではどんでもないというお話をしたけれども、同じ高等裁判所の所在地ということであれば、支部の所在地まで検討するということは非常にじつも合うし、そして理論上も整理がされやすいんではないかと思いますが、長官、そうはお考えになりませんか。

○国務大臣(太田誠一君) 私もこの衆議院での修正の際にいろんな御意見に接したわけでございまして、千葉委員が今おっしゃるような御意見も衆議院段階でもあったわけでございます。しかしながら、我々の言うことも頭に置いていただきたいこともあったと思いますけれども、ちょうど高裁判所の所在地八ヵ所ということでもって、ぎりぎりのところで折り合ったということでございますの

で、このままで行つていただければというふうに思つてござります。

○千葉景子君 長官もせつかくこういう歴史的な情報公開制度、そのスタートの時点でトップブリーダーということとでまとめをされようとしているところでもござります。そういう意味では、余り遠慮されることなく、むしろ本当にこれが後々やつぱり長官のもとでよいスタート、そして中身の濃いものとしてスタートができたということを、ぜひ長官、決断をされたら私は大変評価も高まるのではないかというふうに思つんですけども、今の長官の御答弁は何となく腰がちょっと引けておられるという感がいたしますが、改めてお聞きいたします。支部まで管轄というものを検討しようというふうにお考えになつたらいいかがですか。

○国務大臣(太田誠一君) というよりも、何回も同じことを申し上げて愚かしいでござりますが、私は一ヵ所でよかつたのではないかなというふうに思つてゐるといふことでござります。

情報公開法のこういう成立をするであろう時期に総務庁長官という責任を担っていることは、大変名誉なことだと考えております。

○千葉景子君 これはまたさらに議論がそれぞれあろうかというふうに思いますが、それでももし難しいということであれば、これも皆さんから大変強い指摘があるところをございますけれども、沖縄についてやはり配慮をすべきところが、ほかのことはもし難しいとしても、私ははあるのではないかとうふうに思います。

これは先ほどもちょっと触れてございましたけれども、距離的な問題、地理的な問題、それからもう一点、裁判所のこれまで置かれてきた経緯のようなものを探して調べさせていただきました。この経緯を見ますと、戦前の沖縄の裁判所、これは長崎に控訴院というのがありまして、長崎控訴院

管内、那覇地方法裁判所、同区裁判所が設置されていましたということが歴史上ございます。そして、この長崎訴訟院というのは昭和二十年八月、原爆の本当に前ですけれども、どういうわけ

か福岡に移されているところでもござります。その後、米国の米軍占領下の沖縄の裁判所は、いろいろな変遷はござりますけれども、琉球高等裁判所のもとに那覇地方裁判所、那覇家庭裁判所、那覇簡易裁判所が設置されて、沖縄の中で高等裁判所まで一つの一括したシステムが置かれていたということでもござります。

これが復帰後、日本と同じような裁判制度ということになりますて、もうこれは馳廻に説法であろうかと、いろいろ思ひますけれども、那覇地方裁判所、那覇家庭裁判所、那覇簡易裁判所が設置をされた。ただ、高等裁判所の管轄区域としては福岡高等裁判所の管轄区域とされましてけれども、戦前からの歴史的な経緯、あるいは地元の皆さんの要望などがありまして福岡高等裁判所那覇支部が設けられた、こういう経緯があるわけですか。

もともと高等裁判所に準ずるといいますか、同等なものが存在した地域でもあり、先ほど申し上げた地理的な条件なども考えたら、長官もほかの裁判所にそれを広げるというのはいさきかども納得いただけないといううちはござりますけれども、この那覇についての特殊な事情、こういうものは十分配慮すべき点ではないかと思ひます。その点急頭に置いて、長官はいかがお考えですか。

○國務大臣（太田誠一君）　復帰前に那覇がそれ自体として高等裁判所の機能を持っていたということはそのとおりであるうと思ひます。しかし、日本国に復帰する前のことでございますので、それを復帰前の状態に戻せというようなことはまさか先生もおっしゃっているわけではないと思ひますし、やっぱりそういう特異な時期、期間の問題であつただろうと思うのでござります。今は同じ日本国内でござりますので、こういう問題についてはひとしく同じように取り扱われるべきではないかと思うのでござります。

特に私は、沖縄の方々に、これまでの苦難の歴史、あるいは今も同じような苦難の時代が続いて

○國務大臣(太田誠一君) 復帰前に那覇がそれ自体として高等裁判所の機能を持つていたということはそのとおりであろうと思います。しかし、日本はたゞ地理的な条件なども考えたら、長官もほかの裁判所にそれを広げるというのはいさきかども納得いただけないといふようではございませんけれども、この那覇についての特殊な事情、こういうものは十分配慮すべき点ではないかと思います。その点念頭に置いて、長官はいかがお考えでしょうか。

本国に復帰する前のことでございますので、それを復帰前の状態に戻せというようなことはまさか先生もおっしゃっているわけではないと思ひますし、やっぱりそういう特異な時期、期間の問題であつただらうと思うのでござります。今は同じ日本国内でございますので、こういう問題について

はひとしく同じように取り扱われるべきではないかと思うのでございます。

のことについて私はできることは極力いたさなければいけない、あるいは特別な位置づけといふものが必要だうと考えておりますけれども、事この話については、先ほどから申しますようだ例外的に起こつてくる訴訟であるというふうに思つておりますので、そのことを八つの高裁所在地のほかに那覇でやるということで、そこで何が行われるのかといえば、例外的に起ころうとする訴訟でございますから、政府の判断に対しそれは反対であるというふうな御主張がなされ、言つてみれば裁判所というのを舞台にして例えば安全保障と防衛のよくなごとにについて激しい論争がそこまで繰り広げられるということになるんだらうと想像いたします。

そういう舞台を九ヵ所目としてそこにくると、いうことがそれほど、今の苦難の歴史を振り返りまた苦難の現状を踏まえても、だから裁判所といふことを舞台にしてそのような論争が行われる場所をそこに持つくるんだということに直ちには結びつかないわけでございます。

○千葉景子君 そうおっしゃるとすると、そこには一ヵ所ふやすのがおかしいということであれば、八ヵ所じやなくて、もとに戻りますけれども、むしろ一律に一番近いところで裁判を起せるようにした方が逆に言えば長官の頭の中もすっきりされるのではないかというふうに思います。

この問題は必ずしも論理的にとかそういうことで今議論が進められているところでございません。やはり市民が利用しやすい、そしてさまざま的な地理的な条件なども含めてそういうところに配慮することこそこの制度を生かす道であろうと、ふうに思いますので、私は、ぜひこの管轄を少なくとも沖縄、那覇について認める方向を考えていただくことを要求しまして、この管轄の問題については終わりにさせていただきたいと思います。

次に、手数料の問題についてお尋ねをさせていただきます。

もこれは議論がございました。手数料を徴収する
というのは、受益者ということではございますけ
れども、情報公開制度、この基本的な理念を考え
ますと、私は、これは行政がある意味では義務を
履行すること、義務の履行であるというふうに用
いられます。この法案の趣旨としても説明義務を果
たすということがうたわれているわけです。だと
すると、本来手数料というものは国がその責任に
おいて負担すべきものではないかというふうに
も考えているところでございます。

この手数料問題について宮城県の浅野知事は、
ここは今情報公開の先進的な取り組みを続けてお
られますけれども、行政は情報公開を住民に対する
公共サービスと心得るべきだ。そうであれば
数料を徴収すべきでない、こういう発言などをな
さっているところでございます。

謄写などについては別といたしましても、基本
的な義務の履行として手数料徴収というものを本
来すべきではないというふうに私は考えるところ
ですが、長官はどうお考えでしょうか。

○國務大臣（太田誠一君）一般的に、すべての國
民一人一人に情報開示を求める権利を与える、与
えるというか主権者であるから当然なんですけれど
ども、主権者には当然そうすべきだという判断を
この法律で下すという中で、一人一人がそのよう
な国民、主権者としての権限行使するというときに
は、行使した人と行使しない人が出てくるわけ
でございます。そうであれば、特定の國民は請求
をし、ほかの國民は請求をしないというときに、
特定の役務を求め、それを受けるということにつ
いて若干の手数料を徴収させていただくというこ
とは、何か私は当たり前のような気がするわけで
ございます。

それは、ひとしくみんなが常にあまねく広く受
け取れる公共的なサービスであればそうでありま
すけれども、やはり行為そのものは特定の個人に
しか返ってこないわけでございますので、そこには
手数料をいただくのは自然なのではないかと思つ

でも知りたいというのが当たり前だとかお考えであると思いますけれども、必中はそうではなくて、これは知らせるというふうに物によっては判断をされるわけでございます。例として余りよろしくないけれども、クリントン大統領ときに世論調査をいたしたところ、私は三分の二のアメリカ人はその赤裸々と表示すべきではないということを答えて記憶するわけでございます。

知りたいと思う人と同時に、そういううえでございますから、その中で判断をくとも行政の方でそれはせざるを得ないものについては開示されることになりますから、それは開示する人とそこをござりますから、そこにあるお金はすなはちの間のどこかで裁定はしなければなりませんが、政府は金のなる木を持っているわけではござりますから、そこにあるお金はすなはちの間で我々はどこかに裁きをつけなければならないということを思えば、そのものであるということを思えば、そのうことは、その人に特別な利益をもたらす民との間で我々はどこかに裁きをつけなければならないということだと思うのでござります。

係る手数料と
の、こうしては
は、開示の申
付、これがは
う。それからこ
これが一般と
と思いますは
の実施に係る
よつて具体的な
ろしゅうごと
○政府委員()
に係る手数料と
は具体的に問
ねます。ただいま
の場合もあつた
手数料の種類と
料とそれから
す。そして、ま
ましては、開
をそれぞれ
て、具体的に
にかかる賃金と
ては今後政令
す。

○千葉景子委員
開示請求に係
で、衆議院で
回るものとし
ござります。
ただ、ことと
一枚の公開請
いうのは一
うことにな
その一枚の請
について記載さ
したとしまして
思いますので
度までの五年

開示の実施に係る手数料を納めるも
しおりますけれども、この間の議論で
実施に係る手数料としては写しの交
換手数料といふことになりましょ
う。開覽等の実施に係る事務の費用、
手数料として納めることになるう
れども、この二種類の手数料を開示
する手数料として納める、それを政令に
的に額などを定める、こう解釈してよ
さいましょうか。

（瀬上信吉君）ただいまの開示の実施
料につきましてでございますが、それ
開示の実施の方法がいろいろございま
す御指摘のございましたように、開覽
料としましては、開示請求に係る手数
料の開示の実施に係る手数料でございま
す。その開示の実施に係る手数料につき
ては、開示の実施の方法等によりまして金額
を定めるということを考えておりまし
ては開覽の実施あるいは写しの作成等
の一部についての負担額につきまし
ては、開示料で定めていくことになります
る。これまでの質疑におきましても、
開示する手数料、これは一定額ということ
の議論を踏まえてどうも五百円を下
いう範囲になろうということのようだ
れを計算する方法なんですけれども、
開示請求書、それで公開請求を行つた場合
一回の請求として手数料を取られると
なるのでしようか。

（公開請求書に、例えば幾つもの情報
ををして、これを見たいという請求を
する、例えのあった方がわかりやすいと
いふ、例えば平成七年度から平成十一年
までの、どここの役所でもいいんですけ
ども）

れども、例えば防衛省、大蔵省、厚生省、建設省から職員の民間企業への天下り状況がわかる資料、こういう一枚の請求をしたといたします。この場合、一つの請求として、幾らかわかりませんけれども、その五百円以下の定める手数料というのを納めるということになるのでしょうか。

○政府委員(瀬上信光君) 情報公開の開示請求の決定はそれぞれの行政機関単位で行われます。それから、徴収の単位につきましての基本的な考え方でございますが、例えば開示請求に係る手数料につきましては、一請求に対し一定額の金額を徴収するという考え方でございますが、その請求に当たりましては、内容的に関連の深い文書は一回の請求にまとめることができるというふうに考えておりまして、例えば自治体が今行つておられますような一決裁文書当たり幾らということでお一決裁文書がたとえ一枚であつても二枚であつても定額を取るというような考え方採用するつもりはございません。

た取得した情報の利用に制限を加えるといったものではなく、そしてまた公益目的かどうかという御認識なさつておられます。○国務大臣(太田誠一君)

ことで、したがって請求者の申し出に基づきまして、た公益目的ということで減免を一律に行うということは考えておりません。

れども、だれでもがひとしく公開請求を求めることができるということと目的において手数料に差異を設けるということは、決して相矛盾することではないというふうに思うんです。これは、請求する側がむしろ公益的目的だということをそれを証明するなり、あるいはそれに必要な説明をすることになるですから、積極的にそういう請求をした場合、減免措置というのがあるにあつても全く理論的にあるいは実務的にもおかしくないというふうに思います。

これ以上のお答えはちょっと難しそうにも思いますが、これはただ、だからああよかつたじゃやなくて、それはきちんと政令などを準備するときなど一つの材料として検討をいただきたいと思います。

いたします。
先ほど司法の問題、これも行政側が資料を十分に情報公開すれば司法のことについて心配しなくて済む、こういうことも言えようかと思います。さらだ、それでも心配であっても、この審査会が十分に機能すればより司法の問題は心配しなくて済む、何重にもこういう手だけで行われるといふことになるわけですが、その意味でもこの審査会の機能の公平さとか充実が求められるところであろうというふうに思います。
そこでお聞きをいたしますが、この法案では有名の審査会委員ということになります。しかも常勤が原則でございまして、常勤の審査会委員は三名以内というような形になります。これで十分に対応し切れるのかどうか。まず、その点をどう

○国務大臣(太田誠一君) この情報公開審査会が九人体制とということはどうかということ、それから非常勤・常勤の関係はどうかということです。ですが、実は今行政改革の一つとして政府に設けられた審議会を大幅に削減するということをやっています。その中で、例えば政策目的のために審議会からは常勤の委員というものは極力なくしてしまおうということをやっているわけでございます。それは何でかと申しますと、常勤ということはすなわちそれが職業となるわけでございまして、当然所得もそこに発生をするわけでございますので、そういう場合に、果たして行政からその独立性とということについてどうかという見方があるわけでございます。

ただしかし、私どもも容易に想像できるとおり、情報公開審査会は恐らく大変なボリュームの仕事をこなすことになるでしょうから、非常勤の委員だけはとてもできないだらうということもありますので、その辺のことを折り合ってこの三人といううのがよいところではないかというふうに考えております。

○千葉景子君 人数の問題もありますけれども、さらにどういう人がこの審査に当たるかということとも極めて重要なことであろうというふうに思つるんです。これが公平であり公正であるという旨信頼を得るために、長官が今おっしゃったように、何か行政の一部のような構成では公平性を担保できないということになります。

とりわけ非常勤の審査会委員などについて、いわば学識のある方とかあるいは司法に専門的な知識を持つ者とか、そういう者を構成メンバーにして、客観的あるいは実務的に対応できる、そして公平性を担保できる、そういう構成にすべきではないかというふうに思います。

この構成などについて、こういう方向でどういったと思います。

については、まさに内閣総理大臣が両院の同意を得て任命するわけでござりますので、一体だれを選ぶかということでもってまさに総理がどれほどものであるのかということが判断されることになるわけでございます。人事というものはまさにリーダーの資質を問われることになるわけでありますので、そこはぜひ総理にお任せをいただきたいと思うのでございます。

なお、私は余計なことばかりいつも申し上げますけれども、その場合に、どこどこの代表ということで何か推薦母体があるような人選の仕方と、もう一つは選ばれる人の個人の資質、勇気とか公平性とか判断力とか、そういう個人の資質に着目をして任命する仕方と二通りあると思います。私は、さまざまな審議会の人選に当たっては、任命をする人の責任でもつてむしら後者の選択をしてもらいたいなという希望を持っております。

○千葉景子君 多分、こういうメンバーの選定に当たっては、最終的には当然のことながら国会の同意を得て内閣総理大臣の任命ということになりますけれども、やはりその人選に当たっては、一定のこういうリストあるいはメンバーをいう事務方の作業、それは総務庁の役割ということになりますけれども、やはりその人選に当たっては、一なさいましたように、ぜひ公平性というものをきちっと担保し得るようなそういう構成を心がけるというか、当然のこととござりますけれども、実行していくだけよう頑張っていただきたいというふうに思います。

時間が限られておりますので、まだ聞きたいことはあるんですけども、文書管理について限りある時間内で聞かせていただきたいというふうに思います。

この文書管理につきましては、私も先般お聞きをさせていただきましたけれども、既に総務庁の方でもこれについての方向性などを検討されていましたが、そのガイドラインはつくづきをしておりますが、そのガイドラインはつくづきをおられるでしょうか、そしてそれはどんな内容

○政府委員(瀧上信光君) 行政文書の管理につきましては、この法律の三十七条におきまして行政文書の管理に関する定めをそれぞれの行政機関がつくることとされ、その行政文書の管理に関する定めに共通する事項につきましては政令で定めるということで、行政文書の分類、作成、保存、廃棄に至る行政文書のサイクル全体を通じた統一的な、そしてまた基本的な中身を政令で定めることにしております。

そして、さらにその政令で定める事項の細目といいますか、その具体的な中身につきましては、統一性を図る必要があるというものにつきましてはガイドラインといったことも考えておりますが、具体的にまだガイドラインの内容につきましてはこういったところでお示しをできるような段階ではございませんで、担当者レベルでどういった中身を政令、どういった中身をガイドラインにするかといった内容の今検討を行っている段階でございます。

○千葉景子君 政令等をつくるのはこれからということではございますけれども、行政文書の管理の方策について、事務方として、あるいは今後の政令等を整備する準備作業、そのためのたたき台、あるいはこういう考え方に基づいて行政文書の整理をしたらどうかという考え方をまとめて、今各省間で協議をなさっていらっしゃるんじゃないですか。

○政府委員(瀧上信光君) 行政文書の管理の定めの内容等につきまして、御指摘のように今政府部上、一年以上、一年未満、こういう六段階で文書の管理、分類をしていこうというような方向で検討なさっているやに聞いておりますし、幾つかの報道などでもそれが出ておりますけれども、間違いたりませんか。

○政府委員(糸井信光君) 一部の報道等にそういうような記事が載ったということは事実でござりますが、実際にまだ全く担当レベルの議論でございまして、私どもの方も必ずしもまだその中身を聞いていないというやうな段階でございます。どういった考え方で保存期間を定めるか、それからどういった文書についてどういった保存期間ににするかといったような内容について今いろいろと議論をしているところと、そういう段階でございま

一つは、引き続き事務事業の遂行上必要なものについては保存期間の延長をする、それから二つ目としましては、事務事業上の必要はないが歴史的・文化的な価値があるものについては国立公文書館等への移管を行う、それからこれらに該当しないものについては廃棄といったような措置を講ずることについて検討をしているところでござります。

○千葉景子君 まだ聞くべきことはたくさんござりますが、時間でのできようはこの程度にさせたいただきます。

○衆議院議員（植竹繁雄君）　ただいまの日笠委員の御質問にお答えいたしますが、この五百円という額でございますが、これは日本の状況をベースにいたしまして、ヨーロッパ各国、また衆議院内閣委員会が実際に調査いたしました豪州、ニュージーランド、先ほど申し上げましたように豪州の場合には二千五百五十円、一方、ニュージーランドは四百五十円、それから日本における各種の、例えば戸籍謄本とかいろいろな各証明に関するそういう手数料を勘案いたしまして、五百円以下なら一

○日笠勝之君 先日当委員会で、十六条の手数料の政令の骨子を用意するように申し上げました
が、骨子はどうなっておりますか。
○政府委員(鷹山信光君) 情報公開法で政令で定めるべき事項とその概要につきましては、私どもの方で一応整理をした資料を作成いたしているところでございます。

○政府委員(瀧上信光君) 御指摘の保存期間が経過した後の文書の取り扱い等につきましてでござりますが、行政文書の保存に当たりましては、政令で定める最低保存期間基準に沿いました保存期間を定めまして、その期間はその行政文書を適正に利用できるよう保存することとしたいと考えております。

そして、その保存期間が満了した行政文書の取り扱いにつきましては、当該行政文書の内容、利用等の実態を踏まえまして三つの措置があるんじやないかと考えております。

五
五百円ということを申しましたけれども、そういうふうになつたといふうに申し上げていたとすれば不正確なことでありますて、附帯決議においてそのように記されておつたという意味だつたと思います。

者との責任ある、良識ある行動を期待してしたのでござります。

これを以下とするということは、繰り返し申し上げますが、政令でござります。したがいまして、私どもではその基準の法律案をつくるということで、あとは附帯決議にござりますようにいろいろ、後で御質問あるかと思いますが、その点を勘案いたしまして以下ということだけを決定いたしました。

諸外国またはほかの文書等を見ますと、あるい

なお、請求手数料については、一回の請求につき定額とし、衆議院内閣委員会における修正案の提案理由において、五百円以下とすることが述べられており、これを踏まえた額とするとしている。また、開示手数料については、開示の方法ごとに手数料額を定めることとしている。

き台となつてゐるといふうに受けとめさせていただきますけれども、この中で、保存期間が過ぎたものはどうするか、あるいは一年未満というう変短い期間のもの、それは一年未満ですからすぐ保存しなくてもいいということになつてしまふような文書が出てくるわけですが、そういう文書の管理の仕方とか、あるいはその保存期間が終わつた後どうするかというようなこと、これは大変重要な点であろうというふうに思いますが、それらについて具体的に検討されているところはござ

さようは、修正案の提出者を交えながら、手勢
料と文書管理の問題を中心は何点かお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、長官にお伺いいたしますが、先日記者会見で長官は、開示請求手数料五百円というふうに明言をされたと報道で接しましたけれども、間違ひございませんか。

○國務大臣(太田誠一君) 私も時々正確さを欠くことを申し上げることがございますが、それは多

申上いたが、お情け先生にお任せしたいんですが、参議院において五百円以下ということであれば三百円でも二百円でも、衆議院一決すれば、また総務庁長官がそれでいいと言えれば二百円でも三百円でもそれはあり得る、こういうふうに理解していいんでしょうか。

○日本國憲法 第一章 手數料のとことなだけ
○政府委員(瀬上信光君) 手數料のところにつきましても、法第十六条第一項関係としまして、手数料の納付方法及び額について政令で定めることにしております。
請求手数料及び開示手数料のそれぞれについて、その納付方法及び額を定める。
手数料額については、衆議院における法案修正是、附帯決議等を踏まえ、利用しやすい金額とすることとしているが、具体的な額については、今後、地方公共団体の条例等の調査を踏ま

○政府委員(瀬上信光君) そういった点も含めて、いろいろと議論がされているというふうに承知をいたしております。

○日本語訳文 公明党中央の口等席でございまして、いわゆる情報公開法が去る二月十六日に衆議院で修正可決されまして、本院に参りまして今審議をしておるところです。この間、修正協議に御尽力をされました衆議院内閣委員会の理事諸兄の皆さんに心から敬意を表する次第でござります。

○日笠勝之君 五百円と明定はせずに五百円以下としたわけでございますね。
されば、先日も長官に私、五百円以下といえ
ば一円から四百九十九円ぐらいまである、こうい

○日笠謙之君 だから、その骨子をちよつと話して
ください。
○政府委員(瀬上信光君) 情報公開法案に基づく
政令の骨子につきましては、全体で十五事項)ござ
いまして、その事項についてまず申し上げます
と……

○政府委員（繩上信光君）一部の報道等にそういうような記事が載ったということは事実でござりますが、実際にまだ全く相当レベルの議論でございまして、私どもの方も必ずしもまだその中身を聞いていないというふうな段階でござります。どういった考え方で保存期間を定めるか、それからどういった文書についてどういった保存期間にするかといったような内容について今いろいろと議論をしているところと、そういう段階でございました。

一つは、引き続き事務事業の遂行上必要なものについては保存期間の延長をする、それから二つ目としては、事務事業上の必要はないが専門的な価値があるものについては国立公文書館等への移管を行う、それからこれらに該当しないものについては廃棄といったような措置を講ずることについて検討をしているところでございます。

○千葉景子君　まだ聞くべきことはたくさんございますが、時間ですのできょうはこの程度にさせただきます。

○衆議院議員（植竹繁雄君）　ただいまの日笠委員の御質問にお答えいたしますが、この五百円という額でございますが、これは日本の状況をベースにいたしまして、ヨーロッパ各国、また衆議院内閣委員会が実際に調査いたしました豪州、ニュージーランド、先ほど申し上げましたように豪州の場合には二千五百五十円、一方、ニュージーランドは四百五十円、それから日本における各種の、例えば手籍謄本とかいろいろな各証明に関するそういう手数料を勘案いたしまして、五百円以下なら一

○日笠勝之君 先日当委員会で、十六条の手数料の政令の骨子を用意するように申し上げました
が、骨子はどうなつておりますか。
○政府委員(瀬上信光君) 情報公開法で政令で定めるべき事項とその概要につきましては、私どもの方で一応整理をした資料を作成いたしているところでございます。

ちの例えれば閲覧手数料、これを徴収している地方公共団体は非常に少ないんじゃないと思いませんが、局長の認識はいかがですか。

○政府委員(瀬上信光君) 地方公共団体におきましては、開示請求に係る手数料を徴収しているところはございません。そして閲覧につきましては、私どもの把握しているところでは、東京都、静岡県、岡山県、香川県、千葉市、北九州市は一件当たり二百円、横浜、福岡市は一件当たり三百円を徴収している。そして写しの交付につきましては、すべての地方公共団体で複写代を徴収しているという状況でございます。

○日笠勝之君 そうすると、「今後、地方公共団体の条例等の調査を踏まえ」というと、開示請求手数料はほとんどない、それから閲覧手数料もあるところの方が珍しい、我が岡山県も入っていって非常に申しわけありませんけれども。ただ、贈写等のコピー代は十円とか二十円とかでござります。ということは、五百円以下といえども、いわゆる乱用を抑えるということもあるようですが、五百円以下というのはもとぐんと安くなる可能性もあり得る、こういうふうに思ふんですが、これは長官、いかがですか。

○国務大臣(太田誠一君) 修正案の提案理由の説明の中にそういう数字が入ることをお聞きしましたときには、私は、五百円以下ということは、五百円をいただくことになるのかなというふうに考えておったところでございます。五百円も入るのではないかと思ったところでございます。

○日笠勝之君 どうも質問答をやつてもいけませんが、先ほど申し上げているように、ほとんどの地方公共団体、条例があるところはまず開示請求手数料はない、それから閲覧手数料もほとんどないという中で、それらの調査を踏まえて検討するという先ほどの政令の骨子でございますから、十分これを念頭に入れて、私は五百円以下、すなわちぐっと安い二百円、三百円という線に、残念だけれどもし取るなら、せめてその辺のところに落ちつかせるべきではなかろうかと思いま

す。

それでも一点、開示実施に係る手数料のうちの閲覧手数料でございますが、これは先日の質問では一決済文書で一単位、こういうふうにお聞きいたしましたが、それでよろしいでしょうか、もう一度確認、局長に。

○政府委員(瀬上信光君) 閲覧手数料の徴収単位につきましては、ただいま御指摘のような一決済文書ごとに手数料を徴収するというような制度とすることは考えておりません。

○日笠勝之君 一決済文書ごとに一単位の閲覧手数料と先日お答えになったたうに私は記憶していますが、違うんですか。ではどういう単位ですか。

○政府委員(瀬上信光君) 閲覧手数料の徴収単位、具体的な金額等につきましては政令で定めるわけでございますが、閲覧する文書の分量に応じた手数料額となるようしたいと考へております。例えば自治体の条例等の例がありますが、一枚の文書が一決済文書であるとすれば、一枚であっても例えば二百円とかいうような手数料が必要なわけでございますが、そういうことではない

この前もしましたが、存否応答拒否です。情報があるかないか回答することやら拒否をする、それから不開示情報だということで拒否する。これは開示請求手数料は幾らか知りませんが、当然五百円よりぐっと安い金額を徴収はされる。しかし、その開示請求手数料は返さない、いただきつ放し、こういうことでしようか。

○政府委員(瀬上信光君) 請求手数料につきましては、請求から開示決定に至るまでに必要とした経費の一部を負担していただくということございまして、審査した結果、存否を明らかにできな

いということで不開示決定をしたものにつきましては請求手数料はちょうどいするということございます。

○日笠勝之君 そうすると、閲覧する規格化され行政文書のボリュームですか。ボリュームといふことは、一万ページも一ボリュームだし、十ページもそうだし、大体どのぐらいを想定されておっしゃっているんですか。

○政府委員(瀬上信光君) 具体的に閲覧する文書の量が増加するに比例して一定額の手数料をいただくという考え方をとっています。したがつて、あらかじめ具体的に何ページといったものがあるというのもではございません。

○日笠勝之君 よくわからないな。

先ほどページ数によると言いましたが、例えば一つファイル五百ページぐらい入るんですけど、あるというものはございません。

○政府委員(瀬上信光君) こういうカウントの仕方はですか。

○政府委員(瀬上信光君) これは請求手数料のとけ利用しやすい金額にするというようなことか、あと衆議院の内閣委員会の附帯決議等を踏まましてどういったカウントの仕方をするか、どういった金額を設定するか、そういうものについて今検討をしているところでございます。

○日笠勝之君 政令に皆委任するわけで、ではちょっとほらいろいろ議論しておるわけで、ではちょっとほらの質問をしましよう。

○日笠勝之君 政令でどう定めるかといったことで、できるだけ政令でどう定めるかといったことで、できるだけ政令でどう定めるかといったことでございまして、ただいま御指摘のよくなーいケースにおきまして、ただいま御指摘のよくなーいケースにおきましても、行政機関において一定の役務が発生するわけございまして、手数料を返すというようなことは考へております。

○日笠勝之君 そうすると、NTTの番号案内の方がけしからぬということになりますな、これ

は。その次は、どうも閲覧手数料を取るというのが私にはちょっと理解できないのは、図書館なんかはあれだけの膨大な本、または非常に高価な本を閲覧しても無料じゃありませんか。図書館、国立国会図書館へ行ってください。入館料も取りませんし、閲覧手数料も取りはしませんよ。

○日笠勝之君 いただくわけですね。先ほどの議論を聞いていますと、いわゆる特定の役務に対する手数料ということでしたね。

例えば、NTTに電話番号を聞きたいといふことで番号案内へ電話して電話番号を調べてもらいます。これは当然向こうも費用がかかるわけです。だから、ここはしっかりとアカウンタビリティー、説明ができるようにしようということで抑止が働いて経費があるとか交際費であるとか、こういうものがちゃんと定義があつて、なぜ情報公開を請求するかというと、これは恐らく行政のコストが非常に安くなる。例えば糧食費であるとか職員の旅費であるとか交際費であるとか、こういうものが常に安くなる。例えば糧食費であるとか職員の旅費であるとか交際費であるとか、こういうものがちゃんと定義があつて、なぜ情報公開を請求するかというと、これは恐らく行政のコストが非常に安くなる。例えば糧食費であるとか職員の旅費であるとか交際費であるとか、こういうものが

できるようにしようということで抑止が働いて経費が安くなる。ということを考えれば、閲覧手数料はまだ料金も決まっていないし、単位も決まっていないとおっしゃいますが、図書館と同じよう

に閲覧手数料ぐらいは無料にした方がいい、こういうふうに思います。長官、どうですか、政令をつくられるんですから。

○国務大臣(太田誠一君) ほかの行政サービスと比較をしてケース・バイ・ケースであろうと思う

ういうのが不開示だと、存否応答拒否だということになれば手数料を返さないと。今のNTTと一緒にしたように一決済文書とかいったようなことではなくて、そのボリュームの話については、微

らどうですか。

○政府委員(瀬上信光君) 手数料の考え方方は特定の人に対する行政の特定の役務に要した費用の一部、実費を負担していただくということでございまして、ただいま御指摘のよくなーいケースにおきまして、ただいま御指摘のよくなーいケースにおきましても、行政機関において一定の役務が発生するわけございまして、手数料を返すというようなことは考へております。

○日笠勝之君 ほかにない場合は無料なんですか。

○日笠勝之君 ほんとうにそうなんですか。

るから余計なものだと考へているということではない。この制度が予定しているものではないと思うわけではありません。だからそれは負担関係のこと。
それから、市民オンブズマンの活動について、行政を緊張感をもたらして、そして公正な適正な行政が推進されるように御努力をされたわけありますから、これは評価すべきことだと思います。

○阿部幸代君 まず、情報開示が職員の本業の一部であるということがお互いに理解できればよいと思います。

市民オンブズマンたちの活動は、公正で民主的な行政の推進のために國民の監視と参加が不可欠であるということを示していると私は思います。この市民オンブズマンたちの活動で大きな障害になつたのが手数料問題でした。

率直に伺いますが、閲覧手数料というのはゼロしか限りなくゼロにするようになるのが情報公開の根本精神ではないんでしょうか。閲覧してみなければ必要な情報が開示されているのか實質不開示なのか判断できませんし、それをコピーしてもらわうかも判断できないんです。違うでしょうか。

○國務大臣(太田誠一君) 市民オンブズマンの方々にとって最大のネックというか障害が手数料の存在だったというお話をございます。私はちょっとと適当な例を、具体的な数字を持っておりませんけれども、たしかどこかの都道府県の交際費の開示請求は何万人という方がされたというふうにお聞きをいたしております。何万人の方がされるということは、それを見れば全國で手分けをして請求されて、しかもそれがいずれも不開示になつて訴訟が起きたりなんかいたしますと大変なことになるわけです。

だから、大量に組織的に行われることは必ずしもこの制度が予定しているものではないと思うわけですが、これは試行錯誤の中で、どのような手数料をいただいて、あるいはどのぐらい

ビーだけ請求することも可能なのか。

以上、二点について簡単に。

○政府委員(瀧上信光君) 最初の、一部について抽出して見ることはできるかといった点につきましては、この法律の十四条第二項では、開示決定に基づき開示を受けようとする者は、希望する開示の方法等を申し出しができるということになつておなりまして、その際に開示の実施を希望する部分を具体的に申し出でいただきことによりまして当該部分のみについて開示の実施を受けることはできるという仕組みとなつております。

それから後の……

○阿部幸代君 閲覧しないでコピーだけ。

○政府委員(瀧上信光君) それは可能でございます。

○阿部幸代君 全国どの都道府県のうち四都県を除いて閲覧手数料は取つていません。この流れ逆行する法案の不十分性というのは明らかだと思うんです。このまま行きますと、法の目的である国民の情報開示請求権に基づく的確な理解と批判を遠ざけることになります。

そこで質問なんですが、閲覧手数料を限りなくゼロに近づけるためには、請求に当たつて内容的に関連の深い文書は一回の請求にまとめることができるとしたのと同様に、一回の請求による開示情報の閲覧手数料は一回分と數えるのが合理的ではないんでしょうか。

もう一つ、東京都の場合、新しい基準で閲覧手数料は一枚につき十円で一件につき百円を限度とするようですが、これより少額にする気はありますか。

以上、二点。

○政府委員(瀧上信光君) 閲覧手数料の徴収単位、具体的金額につきましては政令で定めることとしておりますが、閲覧する文書の分量に応じた手数料額というふうなことを今考えております。今後、閲覧手数料の徴収単位あるいは具体的な金額等を決定する際には、国民の皆さんができるだけ利用しやすい金額といったことを踏まえて策

というふうに解しております。

○吉川春子君 ですから要するに、今の十二条は

ちょっと外に置くとして、仮に原告の居住地で裁

判を起こすという制度を設けるについて、憲法上

あるいはその他上、何かどうしても障害があると

いうことではない、こういふ御答弁と承つてよろ

しいですか。

○説明員(吉戒修一君) 繰り返しになりますけれ

ども、およそ例外を認めない原則ではございませ

ん。

○吉川春子君 行政訴訟法の十二条の一項もまさ

にその例外であるという御説明もありました。

そういうわけで、やっぱり裁判を受ける権利と

いう憲法上の権利を全うするためにはなるべく裁判へのアクセスをよくするということで、行政事件訴訟法もこれは見直されなくてはならない規定であるというふうに思います。

大臣、こういう問題も含めて、私はこの情報公開法と同時にと、いうのが一番理想だと思いますが、仮にそういう権利を全うできるといふ提訴、これを本当に裁判を受ける権利を全うできるという憲法上の規定に沿った趣旨になるべく合わせていく、これが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 先ほども申しましたけ

れども、いわゆる司法と国民の間の関係につい

て、これから国会でもいろいろ御議論がなされ

ることと思いますし、私も関心を持って見てまい

たいと思います。

○吉川春子君 野党が共同修正で、裁判の管轄の

問題について衆議院からも参りました。そして

今、少なくとも沖縄はということ一致して要求

しているわけで、沖縄プラス高裁の支部といふこ

とも修正案としては出しているわけです。

少なくとも、理想的な形で今度の法案が成らな

いとしても、余りにもちょっと見えてアンバランス

があり過ぎる、せめて沖縄まではというお話を何

回も委員の質問から出ましたけれども、私はそう

いうことも含めまして、国民の裁判を受ける権利

が全うされるような情報公開法であつてほしい、

そのことを強く要求して、質問を終わります。

○山本正和君 植竹先生、どうも御無理を言いま

す。

先ほどからずっと論議がございまして、私が質

問しようという部分は大分重なっております。そ

こはもう省略しまして、冒頭、佐藤理事からいろい

ろお話をございました。そして私も、実は情報公

開法をつくったというふうことは本当に我が国にと

て画期的なことだらうと思ひますし、こういう画

期的な法案を出した総務庁長官は歴史に残る長官

になるだろう、こう思ひのであります。

衆議院で大変な御苦労の中で修正された。先ほ

ど長官からお話しのように、政府としては、仮に

もし公開ができないという事由に対して不服が出

たというふうな場合でも、これは被告は国になる

わけですから東京でどうぞと。こういう見解を終

始持っておった。しかし、それもあるけれども

ひとつ八カ所に広げようじゃないかということ

で、衆議院の方では御議論の上、最終的には政府

も了解されてそう決まった。大変な御苦労だった

と思うんです。

それで、八カ所にとにかく広げようじゃないか

という趣旨でまとまつたその辺の理論といいま

しょうか理屈といいましょうか、理屈と言つたら

しかられますけれども、八カ所にまで持つていっ

たというそのあたりの衆議院の経過、またこう

なつたということについての植竹先生のひとつお

考えをお聞かせいただきたい、こう思ひます。

○衆議院議員(植竹繁雄君) 管轄の問題でござい

ますが、初め委員会におきました、当該訴訟文書

が存在する地裁においてはそこでもって訴訟が行

い得るというような附帯決議案も出たわけでござ

ります。しかし、それも文書があるかないかとい

う判断とか、非常に難しいわけです。しかも、も

との文書があるか、今はファックスの時代ですから

ファックスで送れるとかいろいろあります。

これではつきりしない。また、地裁におきまして、

各地裁で違った判決が出た場合はどうか。そいつ

たしますと裁判の迅速化に向かってのときに大変

にこれはマイナスになるということであれば、や

はり基本的に何か基準を設けなくちゃならない。

それは全国八ヵ所の高裁が一番リーズナブル、適

正ではないか。

しかも大事な点は、この情報公開法というもの

は初めて施行されるわけですから、一遍に

法律を検討するということよりも、とにかく野党

さんの方ではこれは三年間たつたら見直してと。

しかし、全般の行政改革ということもありまして

五年ぐらいたつたら適正ではないかと思いま

して、そして、それでは二〇〇一年以降を考え

てみたら四年が一番妥当じゃないか。まずそういう段階において見直しをすることが一番じゃないか。今まで急に、法律ができるからこれを高裁

以外六支部あるいは地裁全部といふことになる

かえつて全体にマイナスじゃないか。その点は單

に情報公開法ばかりじゃなくて行政訴訟法にも影

響するということであれば、これは八高裁でやつ

た方がいいんじゃないいか

さらに申し上げるのは、例えば沖縄だけとい

うことになりますと、奄美大島の場合は支部は宮崎

支部でござります。そうしますと、時間的には同

じであっても旅費は大変だと。また、特に小笠原

の問題は、小笠原は船である、船であった場合に

小笠原の住民の方々すべて差別になるということ

はまずいんじゃないいか

そういうものもあるのことを検討いたしました結果、とにかく八高裁でこれを利用していただくと

いうことに決定したわけです。つまり、見直し規

則が存在する地裁においてはそこでもって訴訟が行

い得るというような附帯決議案も出たわけでござ

ります。しかし、それも文書があるかないかとい

う判断とか、非常に難しいわけです。しかも、も

との文書があるか、今はファックスの時代ですか

ファックスで送れるとかいろいろあります。

これではつきりしない。また、地裁におきまして、

各地裁で違った判決が出た場合はどうか。そいつ

たしますと裁判の迅速化に向かってのときに大変

にこれはマイナスになるということであれば、や

はり基本的に何か基準を設けなくちゃならない。

それは全国八ヵ所の高裁が一番リーズナブル、適

正ではないか。

しかも大事な点は、この情報公開法といふもの

は初めて施行されるわけですから、一遍に

法律を検討するということよりも、とにかく野党

さんの方ではこれは三年間たつたら見直してと。

しかし、全般の行政改革といふこともありますと

これはこの前も官房

長官がお見えのときには言つたんですが、沖縄

が戦争の中で大変な犠牲をこうむつてきた。そし

て、私よりも二つ、三つ下の昭和四年、五年の

当時の少年少女まで全部戦争を行つて死んだ。唐

殺の憂き目に遭つた者はいいんだけれども、沖縄がま

だ依然として、例えば現在東京都と沖縄を比べる

と所得が半分しかない。そういう中での沖縄県民

の感情といいましょうか、日本の國に復帰したん

だ、同じ日本国民だと言ひながらさまざまなかい

けですが、まさに沖縄が戦争で犠牲をこうむつた

と所が、それがなぜかといひますと、沖縄がま

だ、沖縄が戦争で犠牲をこうむつたと、沖縄がま

総の問題に対する私どもの考え方、いろいろ報いたいという気持ちも持っております。感情的には持っておりますけれども、法律というものは、今度は同じ国土になりました。これから我々は二十一世紀に向かって前進していくかなくちゃならないときでございますし、できるだけそういう感情的なものは、いたわりはまた別にいたわってさしあげたいし、御慰労申し上げたい、しかし我々次世代に対しましてどう進んでいくか、これが私どもがございまして、確かに大臣おられますけれども、役所に対しましても与党に対しましても、ある意味では四面楚歌の立場においてこれを持ってきたと。しかもそのためには私はこの法律案は全党派共同提案で一致で成立しないと意味がないということでお提案し御説明したという経緯から、山本先生のお気持ちは十二分にわかりますが、それはそれで、私ども政治家の一人といたしまして、全国会議員がそういうものを持ちながら対処していく、この法律案は法律案として二十一世紀にかける我々の立場として考えていきたい、そういう見地からこれを進めてまいりたわけでございます。

○山本正和君 植竹先生のお気持ちもよく私も理解できますし、それからまた法律論としてはこれを超えるということについてはさまざま問題がある、これもよく理解できるわけでございます。ただ、先ほどから言いますように、今置かれている、特に今度はガイドラインの問題が出てまいりますし、また基地返還の問題でいろんなことがあります、これはまた参議院の中でも今から議論が始まっていますので、したがいまして衆議院における大変な御苦勞、特に植竹先生の大変な御苦勞につきましては私ども十分承知いたしておりますけれども、本当に衆議院の大変な御苦勞、それから今の法と

いつも心配しておりますが、いかがでござい

總の問題に対する私どもの考え方、いろいろ報いたいという気持ちも持っております。感情的には持っておりますけれども、法律というものは、今度は同じ国土になりました。これから我々は二十一世紀に向かって前進していくかなくちゃならないときでございますし、できるだけそういう感情的なものは、いたわりはまた別にいたわってさしあげたいし、御慰労申し上げたい、しかし我々次世代に対しましてどう進んでいくか、これが私どもがございまして、確かに大臣おられますけれども、役所に対しましても与党に対しましても、ある意味では四面楚歌の立場においてこれを持ってきたと。しかもそのためには私はこの法律案は全党派共同提案で一致で成立しないと意味がないということでお提案し御説明したという経緯から、山本先生のお気持ちは十二分にわかりますが、それはそれで、私ども政治家の一人といたしまして、全国会議員がそういうものを持ちながら対処していく、この法律案は法律案として二十一世紀にかける我々の立場として考えていきたい、そういう見地からこれを進めてまいりたわけでございます。

○山本正和君 植竹先生のお気持ちもよく私も理解できますし、それからまた法律論としてはこれを超えるということについてはさまざま問題がある、これもよく理解できるわけでございます。ただ、先ほどから言いますように、今置かれている、特に今度はガイドラインの問題が出てまいりますし、また基地返還の問題でいろんなことがあります、これはまた参議院の中でも今から議論が始まっていますので、したがいまして衆議院における大変な御苦勞、特に植竹先生の大変な御苦勞につきましては私ども十分承知いたしておりますけれども、本当に衆議院の大変な御苦勞、それから今の法と

いつも心配しておりますが、いかがでござい

十分理解しながら、なおかつ衆議院側に再度お詫びする場合があるかもしれませんということだけ植竹先生に申し上げておきたいと思っております。

先生どうもありがとうございました。

それで、総務庁長官の方にちょっとお願ひをしておきたいんです、実は三重県が北川知事になりましたが、いたわりはまた別にいたわってさしあげたいし、御慰労申し上げたい、しかし我々次世代に対しましてどう進んでいくか、これが私どもがございまして、確かに大臣おられますけれども、役所に対しましても与党に対しましても、ある意味では四面楚歌の立場においてこれを持ってきたと。しかもそのためには私はこの法律案は全党派共同提案で一致で成立しないと意味がないということでお提案し御説明したという経緯から、山本先生のお気持ちは十二分にわかりますが、それはそれで、私ども政治家の一人といたしまして、全国会議員がそういうものを持ちながら対処していく、この法律案は法律案として二十一世紀にかける我々の立場として考えていきたい、そういう見地からこれを進めてまいりたわけでございます。

○國務大臣(太田誠一君) 大変御激励をいただいります。我が意を得たりという感じでございます。それで自分のお金でお酒を飲みに行くことはどんなやつていただかなくちゃいけませんし、だから何かよこしまなことを、自分のお金で飲んでいるときも気がとがめる、後ろめたいというようなことはあってはならないことだと思っております。

さあ、それで、総務庁長官の方にちょっとお願ひをしておきたいんです、実は三重県が北川知事にな

りますか。

○國務大臣(太田誠一君) 大変御激励をいただいて、我が意を得たりという感じでございます。そ

れこそ自分のお金でお酒を飲みに行くことはどん

うさまざまな、あらゆる交際費に公金を使うことは悪いことだということがとりあえず最初のシヨックとしてあって、それから、そうはいってそれを高く評価しまして、頑張れと、こう今激励しているんですけども、ただそこで一つ困ったことがあるのは、公職員の間に、またそれにあわせて他の自治体の職員に対してもちょっとおかしな空気が出てしまつたと。自分たちのお金で夜行つて一杯飲むのも自歎してしまつた。何かオーブズマンににらまれて何にもできなくなっちゃつて、自分のお金で酒を飲むのも遠慮してしまうというふうな妙な空気が出ちやうんです。

私が心配するのは、今、日本の国の問題がいろいろ言われますが、総務庁が一番旗を振つているのがこの行政改革、さらに情報公開、これをやるわけですからね。そうすると、国家公務員全体がもし元気が出なくなると大変なことになる。情報漏洩が、また日米相互防衛援助協定等にも秘密保護法がある、刑事特別法の保護法益、そういうものを考えた場合に、これは非常に高度の政策的判断、専門的、技術的判断を要する問題だ、こう思つてあります。この法律の流れ、どういうふうに運用されていくのか。

○政府委員(瀬上信光君) ただいまの点につきま

しては、法律の立案に当たりましていろいろと議論がされたところでございます。国家公務員法等による実質秘と不開示情報の位置づけの問題、あるいは職務義務規定の適用の問題といったこと

が議論になりました。

実質秘と不開示情報の位置づけの問題につきま

しては、国家公務員法で守秘義務を課していると

ころの秘密は判例上実質秘とされておりますが、

おそれのある情報は公開されるべきではないと考

えておりますが、この法律では、法律の第四十一

条そして法規の趣旨にのっとりましてそれぞれの

自治体において適正な内容となるように努力をし

ていただきたいと考えております。

その範囲は具体的に定められているとは言ひがたく、両者の範囲を関連づけることは困難であると

いうことで、情報公開法で開示するか否かについて、情報公開法第五条第三号等の不開示情報に該当するか否かで判断することとなつております。

そしてまた、職務義務規定の適用関係の問題に基づいては、国家公務員法第百条の守秘義務は職員の服務規律の確保を目的とするものであります。そこで、法律に従つて職務を遂行することは職員の主要な義務の一つでありますので、情報公開法に規定する防衛秘密や刑事特別法に規定する合衆國軍隊の秘密など、国の安全等に係る特定の秘密の侵害を禁止している場合がございますが、こういった場合にも、情報公開法では、この法律の第五条第三号の国の安全等の不開示情報等に該当するか否かにより開示、不開示の判断をすることとなります。そこでまた、だいま御指摘の日米秘密保護法があり、また日米相互防衛援助協定等にも秘密保護法がある、刑事特別法の保護法益、そういうものを考えた場合に、これは非常に高度の政策的判断、専門的、技術的判断を要する問題だ、こう思つてあります。

○月原茂皓君 終わります。

○月原茂皓君 自由党の月原です。きょうは情報公開について、二お尋ねいたします。

まず、国の安全等に関する情報についてであり

ますが、別の観点から言うと、公務員法で守秘義務があり、また日米相互防衛援助協定等にも秘密保護法がある、刑事特別法の保護法益、そういうものを考えた場合に、これは非常に高度の政策的

判断、専門的、技術的判断を要する問題だ、こう思つてあります。この法律の流れ、どういうふうに運用されていくのか。

○政府委員(瀬上信光君) ただいまの点につきま

しては、法律の立案に当たりましていろいろと

議論がされたところでございます。国家公務員法

等による実質秘と不開示情報の位置づけの問題、

あるいは職務義務規定の適用の問題といったこと

が議論になりました。

実質秘と不開示情報の位置づけの問題につきま

しては、国家公務員法で守秘義務を課していると

ころの秘密は判例上実質秘とされておりますが、

おそれのある情報は公開されるべきではないと考

えておりますが、この法律では、法律の第四十一

条そして法規の趣旨にのっとりましてそれぞれの

自治体において適正な内容となるように努力をし

ていただきたいと考えております。

しかしながら、条例の具体的な内容につきましては、地方自治の本旨に基づきましてそれぞれの地方公共団体において自主的に判断をされるべきものというふうに考えております。

○月原茂皓君 ですから、今おっしゃった地方自治の本旨に従つてというのは地方自治の考え方であつて、國の問題とは差が出てくるわけですよ。そのときにはどうするのかということ。

そして、この法律を参考にして、今もう既にできている条例にそあるかどうかは別として、審査委員会というようなものができたと。その人たちに対しても、職務上知り得た秘密は、これは罰則をつけておりますが、そういうふうに指導するのをどうか、その点をお尋ねします。

○政府委員(瀧上信光君) 条例の制定につきましては、それぞれの地方公共団体の御判断でござりますが、政府としては、この法律の作成に関連して必要な情報等につきましてはいろいろと提供するといったことによって対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○月原茂皓君 何が適切かは別として、例えば政令等でもっとこういう國の非常に核になるような問題については指導していく、そういうふうに私自身を答えられないものもあると。先ほど日笠議員のこととも関係するんですが、法案ではどのように対応するようになつていいんでしょうか。

○政府委員(瀧上信光君) ただいま御指摘のように、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにするだけで不開示情報の規定によりまして保護される利益が害されることとなるような場合がございます。

例え、特定の個人の病歴の情報や犯罪の内偵検査に関する情報等は、当該文書は不開示情報に該当するので不開示と答えるだけでその文書の存在が明らかになるというふうなことでございまして、当該情報の存否を答えるだけで不開示情報の開示することになつてしまふ。

こういふような事態に對処するために、情報公開法案の第八条におきまして、開示請求に對し、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで開示請求を拒否することができる旨の規定を設けているところでございます。

○月原茂皓君 八条の規定でそれを行えるということでわかりました。

それでは、これはもう全委員が議論されておることですが、もう一回、私はきょう最後の質問でありますので、政府案に対する裁判の土地管轄について、最初、太田長官はどういう考え方で一ヵ所にするとしておつたのか、その根拠ですね。

○国務大臣(太田誠一君) いずれにせよ、初めて我が国に導入される制度でござりますので、あらゆる意味で試行錯誤の過程の第一歩だと考えておりました。

したがつて、訴訟の管轄につきましても、原則公判ということになつたわけでござりますので、訴訟が起るのは例外的な出来事であるという解釈のもとに一ヵ所が適切といふふうに考えておりました。

○月原茂皓君 一番大事なところをおっしゃつたわけでしょけれども、その至る過程で、国として判断にある程度統一したもののがなければならない。あるところに集中して持つていいたら非常に自分に有利なものができる。これは有利不利といふ言葉は情報公開にはなじまぬかもしませんが、そういうことが起こる可能性もある。

それからもう一つは、裁判官の数というか、そういう問題も私はあると思うんです。行政訴訟と国務大臣(太田誠一君) それは足りざるところを補つていただきましたけれども、一つの事件について各裁判所でもつてばらばらな結論が出たら

ば大変混亂するわけでございますから、できれば一ヵ所でやつていただきたいということがあります。

それからまた、それに対応する裁判官の数ももちろんございますし、また被告側も相当のチームを派遣しなければいけない。あるいは証人を呼ぼうとすれば第三者もそこに行かなければいけないわけでございますから、同時に同じようなチームでもって日本じゅうで訴訟が起きた場合には、これに対応する体制をぶだんからとておくといふのは大変なことだというふうに私は思つております。

○月原茂皓君 長官は十分それを認識されて、私も今の話でさらに教えられることがあつたんです。が、そういう意味では、私としては一遍やつてみる。今、植竹先生からあつたように、衆議院でもあそこまで広げてきたんだと、だからちょっと不安だけれどもやってみると大丈夫ではないかな、こういふうに思います。

さて、審議、検討中の段階における情報の公開について、また法案ではどう取り扱うつもりになつてゐるかということをお尋ねします。

○政府委員(瀧上信光君) 諸外国の情報公開法における審議、検討等に関する情報の保護の取り扱いでございますが、スウェーデンの場合には、対象文書の定義自体におきまして審議、検討等に関する情報を含む文書を除外しております。そしてフランスにおきましては、審議、検討中の段階の未成熟な文書を運用上除外している。それからアメリカにおきましては、審議、検討等に関する情報をおもて文書も対象文書とした上で一定の情報を不開示情報としているところでございます。

御指摘の審議、検討中の段階における情報につきましては、対象外文書あるいは不開示情報といふふうなこといろいろ諸外国においては対応しているところでございます。

動を説明する責務を全うする観点から、事項的に意思決定前の情報すべて不開示とするることは不適当であるという考え方を立ちまして、当該情報を持む文書も対象文書としました上で、法第五条第五号で、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがある」に限つて不開示といふことがあります。

○月原茂皓君 いろいろな点を質問させていただきましたが、要するに、私は、この法律が速やかに施行されること、そしてもう一つは、この法律と条例との関係、規則との関係、この点を、ここがもう政府として精いっぱいだということを示して、そして地方が実質的に異なつた条例をつくるというようなことに対しても何らかの方策でよく話し合いをしていただきたい、このことを強く要望して、私の質問を終わります。

○委員長(竹村泰子君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(竹村泰子君) 次に、委員の異動について御報告いたします。

本日、浜四津敏子さん、青木幹雄さん及び矢野哲朗さんが委員を辞任され、その補欠として木庭健太郎さん、久野恒一さん及び斎藤滋宣さんが選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、既に質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですが、直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(竹村泰子君) 全会一致と認めます。

<p>一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法 (仮称)の早期制定に関する請願(第九二二号)</p> <p>第八四八号 平成十一年三月五日受理</p> <p>戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願</p> <p>請願者 新潟市学校町通三番町五二八 桶 口武司 外三百七名</p> <p>紹介議員 風間 祐君</p> <p>この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。</p> <p>第八四九号 平成十一年三月五日受理</p> <p>戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願</p> <p>請願者 東京都立川市砂川町七ノ三ノ三 新海康平 外五百八十名</p> <p>紹介議員 川橋 幸子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。</p> <p>第八五〇号 平成十一年三月五日受理</p> <p>戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願</p> <p>請願者 山梨県甲府市緑が丘二ノ一三ノ一 七 深澤澄子 外二百六十三名</p> <p>紹介議員 山下 栄一君</p> <p>この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。</p> <p>第八五一号 平成十一年三月五日受理</p> <p>戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願</p> <p>請願者 大分県東国東郡安岐町瀬戸田八八 七ノ二 安倍良恵 外百九十九名</p> <p>紹介議員 梶原 敬義君</p> <p>この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。</p> <p>第八五二号 平成十一年三月五日受理</p> <p>戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願</p> <p>請願者 横浜市緑区東本郷六ノ二二ノ一ノ</p>
<p>紹介議員 櫻井 充君</p> <p>この請願の趣旨は、第八七八号と同じである。</p> <p>第八七八号 平成十一年三月八日受理</p> <p>動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願</p> <p>請願者 千葉市中央区新田町一九ノ一一 黄谷順子 外千十一名</p> <p>紹介議員 佐藤 泰介君</p> <p>この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。</p> <p>昭和四十八年に制定された動物の保護及び管理条例に関する法律は「生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」という高い理念を掲げているが、実効性に乏しく、動物の虐待、虐待に対する処罰規定も定義があいまいなためほとんど適用されず、故意又は無知による様々な動物虐待事件は社会問題になっている。</p> <p>ついては、同法を次のように改正されたい。</p> <p>一、動物及び動物虐待・遺棄の定義を明確にすること。</p> <p>二、罰則を強化すること。</p> <p>三、動物虐待等の調査、監視及び適切な指導のための調査員制度を設けること。</p> <p>四、動物取扱業を許可制にすること。</p> <p>五、動物実験を許可制にし、民間人を含めた動物実験倫理委員会及び調査制度を設けること。</p> <p>第六八八〇号 平成十一年三月八日受理</p> <p>動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願</p> <p>請願者 兵庫県芦屋市翠ヶ丘町三二ノ一八</p>
<p>紹介議員 石井 一二君</p> <p>この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。</p> <p>第八八二号 平成十一年三月九日受理</p> <p>元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願</p> <p>請願者 長野市糸田町下水鉢三八五ノ五 清水ちひろ 外三十九名</p> <p>紹介議員 今井 澄君</p> <p>この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。</p> <p>第八八三号 平成十一年三月九日受理</p> <p>元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願</p> <p>請願者 ノ三 小林瑞枝 外三百八十五名</p> <p>紹介議員 薩藤 勤君</p> <p>この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。</p> <p>第八八四号 平成十一年三月九日受理</p> <p>元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願</p> <p>請願者 大村倫美子 外千百六十名</p> <p>紹介議員 北澤 俊美君</p> <p>この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。</p>
<p>紹介議員 北澤 俊美君</p> <p>この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。</p> <p>第九二二号 平成十一年三月十一日受理</p> <p>戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願</p> <p>請願者 神奈川県相模原市由野台一ノ二四</p> <p>紹介議員 薩藤 勤君</p> <p>この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。</p> <p>第九〇七号 平成十一年三月十一日受理</p> <p>男女共同参画社会基本法の早期制定に関する請願</p> <p>請願者 長野県上田市中央二ノ二〇ノ一三 島田基正</p>

平成十一年四月六日印刷

平成十一年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局